

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年5月30日

【事業年度】 第7期(自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)

【会社名】 株式会社識学

【英訳名】 SHIKIGAKU. Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 安藤 広大

【本店の所在の場所】 東京都品川区大崎二丁目9番3号 大崎ウエストシティビル1階

【電話番号】 03 - 6821 - 7560 (代表)

【事務連絡者氏名】 上級執行役員経営推進部長 佐々木 大祐

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区大崎二丁目9番3号 大崎ウエストシティビル1階

【電話番号】 03 - 6821 - 7560 (代表)

【事務連絡者氏名】 上級執行役員経営推進部長 佐々木 大祐

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

## 1 【主要な経営指標等の推移】

## (1) 連結経営指標等

回次	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月	2018年2月	2019年2月	2020年2月	2021年2月	2022年2月
売上高 (千円)	-	-	1,720,447	2,506,000	3,823,773
経常利益 (千円)	-	-	282,133	199,371	346,988
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社 株主に帰属する当期純 損失( ) (千円)	-	-	178,925	41,581	224,911
包括利益 (千円)	-	-	176,591	589	396,890
純資産額 (千円)	-	-	988,356	1,138,792	2,731,954
総資産額 (千円)	-	-	1,602,229	2,392,402	4,089,513
1株当たり純資産額 (円)	-	-	127.69	120.05	290.33
1株当たり当期純利益 又は当期純損失( ) (円)	-	-	23.99	5.60	29.06
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	-	23.28	-	27.88
自己資本比率 (%)	-	-	59.57	37.51	57.80
自己資本利益率 (%)	-	-	18.75	-	13.79
株価収益率 (倍)	-	-	37.9	-	36.2
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	171,766	181,224	469,562
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	458,950	297,546	69,877
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	418,974	315,483	982,763
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	-	-	1,005,655	1,243,050	2,625,498
従業員数 (外、平均臨時雇用者 数) (人)	- (-)	- (-)	69 (10)	137 (19)	215 (14)

(注) 1. 第5期より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載していません。

2. 売上高には、消費税等は含まれていません。

3. 従業員数は就業人員であり、平均臨時雇用者数(契約社員、パートタイマー、アルバイト含む)は年間平均人員を( )内に外数で記載しております。

4. 第5期より連結財務諸表を作成しているため、自己資本利益率は、期末自己資本に基づいて計算しております。

5. 第6期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載していません。

6. 第6期の自己資本利益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載していません。

7. 第6期の株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載していません。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月	2018年2月	2019年2月	2020年2月	2021年2月	2022年2月
売上高 (千円)	755,023	1,251,679	1,720,447	2,223,050	3,319,467
経常利益 (千円)	69,320	233,902	305,360	277,458	640,866
当期純利益又は 当期純損失( ) (千円)	42,255	162,700	199,938	7,002	283,969
持分法を適用した場合 の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	25,500	224,220	265,458	267,978	866,284
発行済株式総数 (株)	2,200,000	2,440,000	7,474,500	7,534,500	8,196,900
純資産額 (千円)	76,953	693,193	975,403	948,598	2,442,821
総資産額 (千円)	370,603	1,009,227	1,593,007	1,889,081	3,531,643
1株当たり純資産額 (円)	11.90	284.10	130.50	126.82	299.97
1株当たり配当額 (1株当たり中間 配当額) (円)	-	-	-	-	-
1株当たり当期純利益 又は1株当たり 当期純損失( ) (円)	6.49	74.03	26.81	0.94	36.70
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	71.50	26.01	-	35.19
自己資本比率 (%)	20.76	68.69	61.23	50.18	69.15
自己資本利益率 (%)	68.90	42.25	23.96	-	16.75
株価収益率 (倍)	-	72.7	33.9	-	36.2
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	178,156	217,978	-	-	-
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	20,343	1,999	-	-	-
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	10,731	383,946	-	-	-
現金及び現金同等物の 期末残高 (千円)	273,940	873,865	-	-	-
従業員数 (外、平均臨時雇用者 数) (人)	32 (-)	43 (3)	68 (10)	114 (13)	186 (8)
株主総利回り (比較指標：東証マザーズ 指数) (%)	-	-	50.6	133.2	58.7
	-	-	76.3	132.2	79.0
最高株価 (円)	-	5,740	7,500 2,500	2,805	2,469
最低株価 (円)	-	4,425	5,000 902	575	993

- (注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、第3期及び第4期は関連会社を有していないため、第5期、第6期及び第7期は連結財務諸表を作成しているため記載しておりません。
3. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第3期については潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。第6期については潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
5. 第6期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
6. 第3期の株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。第6期の株価収益率については、当期純損失であるため記載しておりません。
7. 従業員数は就業人員であり、平均臨時雇用者数（契約社員、パートタイマー、アルバイト含む）は年間平均人員を（）内に外数で記載しております。なお、第3期の臨時雇用者数は、その総数が従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
8. 当社は、2018年11月3日付で普通株式1株につき2,000株、2019年6月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っておりますが、第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
9. 第4期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当社は2019年2月22日に東京証券取引所マザーズ市場（提出日現在のグロース市場）に上場したため、新規上場日から第5期までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
10. 第5期より連結財務諸表を作成しているため、第5期以降の持分法を適用した場合の投資利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。
11. 当社は、2019年2月22日付で東京証券取引所マザーズ市場（提出日現在のグロース市場）に上場しており、株主総利回り及び比較指標については、第4期の末日における株価及び株価指数を基準として算定しております。そのため、第4期以前の株主総利回り及び比較指標は、記載しておりません。
12. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所マザーズ市場（提出日現在のグロース市場）におけるものであります。なお、2019年2月22日付で同取引所に上場しているため、それ以前の株価については記載しておりません。また、2019年6月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。印は当該株式分割による権利落後の最高・最低株価を示しております。

## 2 【沿革】

当社は「識学を広める事で人々の持つ可能性を最大化する」という企業理念を掲げ、「意識構造に着目した独自の理論である『識学』(注1)をより多くの人に知り、活用頂くこと」を目的に、2015年3月に「株式会社識学」を東京都渋谷区渋谷二丁目に設立いたしました。当社設立以降、現在までの沿革は次のとおりであります。

年月	概要
2015年3月	東京都渋谷区渋谷二丁目に株式会社識学を設立(資本金500千円) マスタートレーニング2nd、3rd、集合研修(マネジメントコンサルティングサービス)を企業向けに提供開始
2016年2月	東京都渋谷区東一丁目に本社を移転
2016年10月	大阪府大阪市中央区に大阪支店を開設
2017年2月	第三者割当増資により資本金が25,500千円に増加
2017年3月	評価制度構築(マネジメントコンサルティングサービス)を提供開始
2017年5月	マネジメントコンサルティングサービスをプロスポーツチーム等のスポーツ分野向けに提供開始
2017年7月	識学クラウド組織診断(プラットフォームサービス)を提供開始
2017年8月	東京都品川区西五反田に本社を移転
2017年9月	福岡県福岡市博多区に福岡支店を開設
2018年3月	識学クラウド(プラットフォームサービス)有料契約を提供開始
2018年6月	福岡県福岡市中央区に福岡支店を移転
2018年8月	識学クラウドの組織診断機能を活用した事業承継やM&A領域向けサービス 組織デューデリジェンスサービス(プラットフォームサービス)を提供開始
2019年2月	東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場
2019年6月	経営者がM&Aを正しく実行できる状態を作り出すことを目的とする「M&A顧問サービス(現 経営者のためのM&Aトレーニング)」を提供開始
2019年7月	愛知県名古屋市中村区に名古屋支店を開設
2019年7月	株式会社シキラボを設立(100%子会社)
2019年7月	識学導入済み企業を活用したM&Aと資本提携実現のプラットフォーム「識学マッチングプラットフォーム」を提供開始
2019年9月	東京都品川区大崎に本社を移転
2019年10月	投資先企業に対する資金面でのサポートに加え、識学理論の実践による事業拡大の実現のサポートを目的としたファンド(識学1号投資事業有限責任組合)を設立
2019年10月	働き方改革推進型の有料職業紹介サービス「識学キャリア」を提供開始
2020年4月	福島スポーツエンタテインメント株式会社を連結子会社化
2020年7月	福島県郡山市に郡山営業所を開設
2020年8月	株式会社MAGES.Labを連結子会社化
2020年8月	組織コンサルティング事業に関するサービスリニューアル、「識学 基本サービス」を提供開始
2020年10月	株式会社Surpassを持分法適用関連会社化
2020年12月	株式会社シキラボと株式会社MAGES.Labを合併
2021年6月	投資先企業に対する資金面でのサポートに加え、識学理論の実践による事業拡大の実現のサポートを目的とした2つ目のファンド(識学2号投資事業有限責任組合)を設立
2021年6月	投資先企業の成長支援を目的としたファンド(新生識学成長支援1号投資事業有限責任組合)を設立
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しに伴い、上場金融商品取引所をマザーズ市場からグロース市場に変更

(注1) 識学

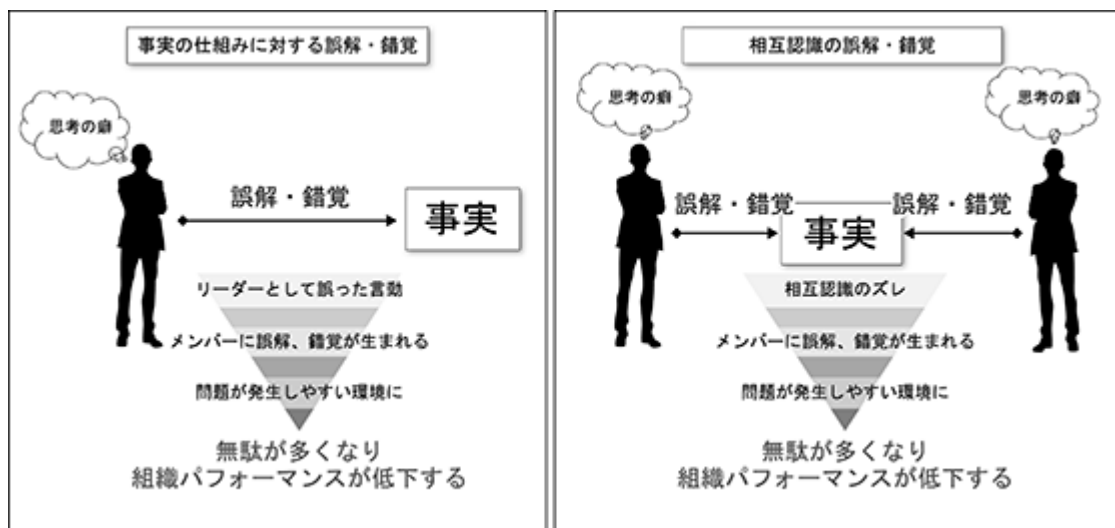
識学とは、ヒトの意識構造を分析し、行動を阻害する誤解や錯覚の発生原因を研究した、当社独自開発の理論をいいます。詳細については「第1企業の概況 3 事業の内容」をご参照ください。

### 3 【事業の内容】

はじめに

識学とは、ヒトの意識構造を分析し、行動を阻害する誤解や錯覚の発生原因を研究した、当社が独自開発した理論です。ヒトの思考の癖から生じる誤解や錯覚が個人の行動の質及び量を低下させ、さらに、個人の集合である組織内で誤解や錯覚が複雑に絡まった結果、組織のパフォーマンスを阻害します。識学はこの誤解や錯覚の発生要因と解決策を体系化しており、組織運営に活用することで組織の生産性を高めます。

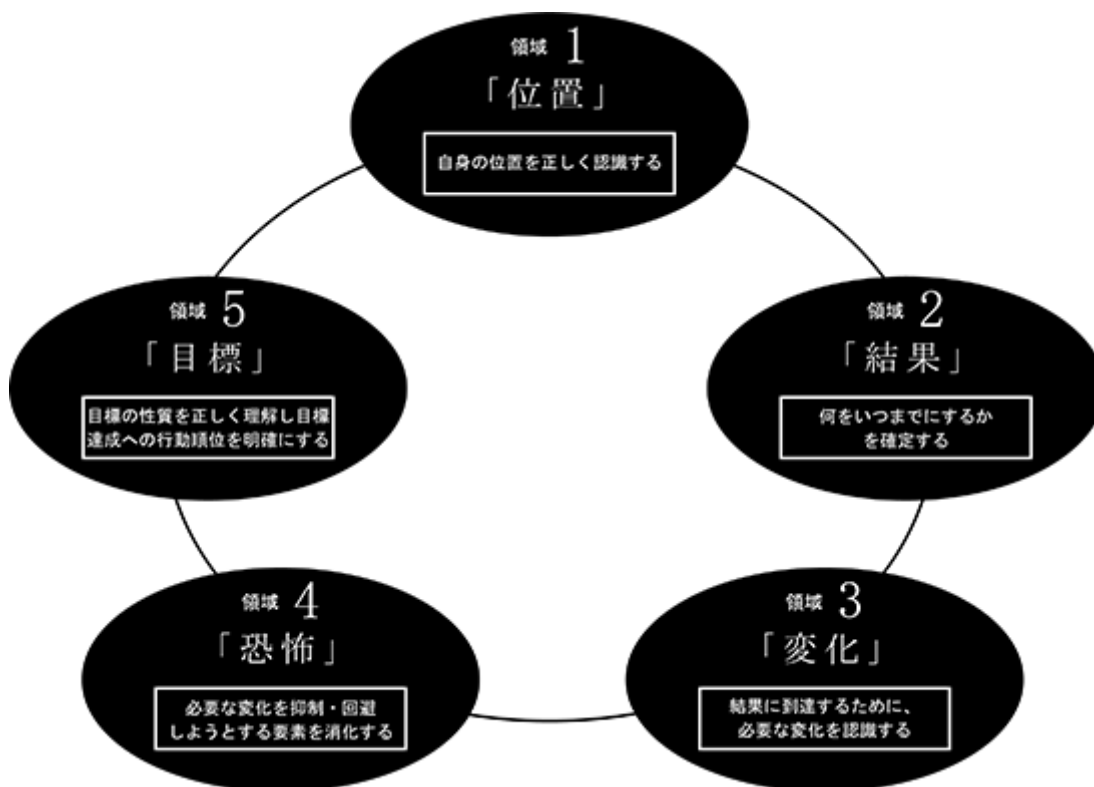
(組織パフォーマンスを低下させる誤解・錯覚)



ヒトの意識は、大きく5つの領域(位置、結果、変化、恐怖、目標)に分けることができると識学では考えています。そして、ヒトはその5領域を認識した後、行動を起こします。いずれかの領域で、間違った認識が発生すると行動の質及び量にズレが発生します。

充実した環境を構築することも、個々人の能力向上を行うことも、それぞれの5領域を正しく認識する前提がなければ、十分な効果は発揮できず、状況によっては生産性を阻害することにもなりかねません。

(ヒトの意識に関する5つの領域)



(ビジネスにおける5つの領域事例)

位置
<p>01. <u>自分がどこに位置しているかを正しく理解する（させる）ブロック</u></p> <p>— ここが不十分な組織はこのような事象が起きています。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> <u>上司の指示したことをやっていない。</u></p> <p><input checked="" type="checkbox"/> <u>上司が部下の作業を代わりにやる。</u></p>
結果
<p>02. <u>自分は何をなすべき存在かを正しく理解する（させる）ブロック</u></p> <p>— ここが不十分な組織はこのような事象が起きています。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> <u>昇進（評価）が上司の感覚で決められていると周囲が感じている。</u></p> <p><input checked="" type="checkbox"/> <u>残業が多い。</u></p>
変化
<p>03. <u>変化する事の本質を正しく理解する（させる）ブロック</u></p> <p>— ここが不十分な組織はこのような事象が起きています。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> <u>人事異動や組織再編（規模問わず）の頻度が多い。</u></p> <p><input checked="" type="checkbox"/> <u>変化するかどうかを個に委ねている。</u></p>
恐怖
<p>04. <u>必要な恐怖を受け止め、不必要な恐怖を消化するブロック</u></p> <p>— ここが不十分な組織はこのような事象が起きています。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> <u>雰囲気はいいけど、結果が伴わない。</u></p> <p><input checked="" type="checkbox"/> <u>会議や報告などの機会を回避（延期）する。</u></p>
目標
<p>05. <u>目標の質を上げることで、行動の質を上げるブロック</u></p> <p>— ここが不十分な組織はこのような事象が起きています。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> <u>上司と部下の目標達成している感覚が異なる。</u></p> <p><input checked="" type="checkbox"/> <u>自分なりに頑張っているからいいという感覚を持っている。</u></p>

(識学メソッドと一般的な研修の対比)

識学メソッド		一般的な研修
経営陣・幹部層がメイン	研修対象	一般社員層がメイン
従業員の“未来”にコミット	対策ポイント	従業員の“今”のストレス解消
マンツーマン	スタイル	集団
マネジメントの対象外	従業員モチベーション向上の取組み	重要
評価の対象外	努力の評価	重要
遠い距離感を推奨	現場との距離感	近い距離感を推奨

### 事業の特徴

当社は、識学の原理に基づき、抽象度の高い知見から日々の組織運営に適用可能な形に開発したサービスを展開し、さまざまな組織の生産性の向上に寄与すると考えております。当社の事業は以下の特徴を有しております。

#### (1) さまざまな組織に適用可能であると考えられる識学の汎用性の高さ

識学はヒトが行動する際の意識構造を研究している理論であるため、汎用性が高く、さまざまな組織に適用可能であると考えております。そのため、顧客獲得にあたり、さまざまな組織規模・多業種の企業への適用がサービスの大幅な改変なく可能であると考えております。これまでの実績では、顧客は成長企業を中心に、プロスポーツチームや大学の部活等のスポーツ分野、歯科医院・整骨院などの小規模事業者から大企業におよびますが、内容の大幅な調整・変更を必要とせず展開を行っております。

#### (2) 顧客ニーズを深耕するサービス展開によるリピート獲得

当社サービスはそれぞれ独立して導入可能な単発のサービスながら、組織の生産性向上をさらに加速するため経営者へのマンツーマントレーニングを入り口として、組織幹部、管理者層、新入社員と、複数回のサービス提供を必要とする顧客が多く、リピート獲得に繋がっております。人事異動のタイミングで定期的なサービス提供を行うケースもあります。また、評価制度構築サービスによる識学の定着・仕組化やウェブによるプラットフォームサービスによる顧客接点の増加で、中長期的な取引関係構築・収益貢献を実現しております。

#### (3) 識学に基づく自社の効率的な経営及び講師育成

当社は、当社自身も識学に基づく経営を実践し、日々生産性を高める事業運営を行っております。採用された講師候補者が講師認定され、一定の品質のサービス提供ができるまでにかかる期間は平均3か月程度の実績であり、当社の特徴である高い利益率(第7期売上高経常利益率19.3%。中小企業の2019年度売上高経常利益率4.09%(中小企業庁調べ))の源泉となっております。また、結果にフォーカスする評価体系を構築し、従業員へ成長の場を提供することで、講師の離脱防止を行っております。具体的には、組織メンバーの責任と権限の範囲を明確にし、権限の範囲内で自らの創意工夫により施策を実行することができ、自己決定感、成長感、達成感等の内発的動機(注1)が自己発生する体制を構築しております。さらに、その結果を報酬に反映させることで、内発的動機と外発的動機(注2)が一致する制度を運用しております。

(注1) 内発的動機とは、好奇心や関心によってもたらされる動機を指します。

(注2) 外発的動機とは、義務、賞罰、強制などによってもたらされる動機を指します。



(4) 自社でサービス開発を実施

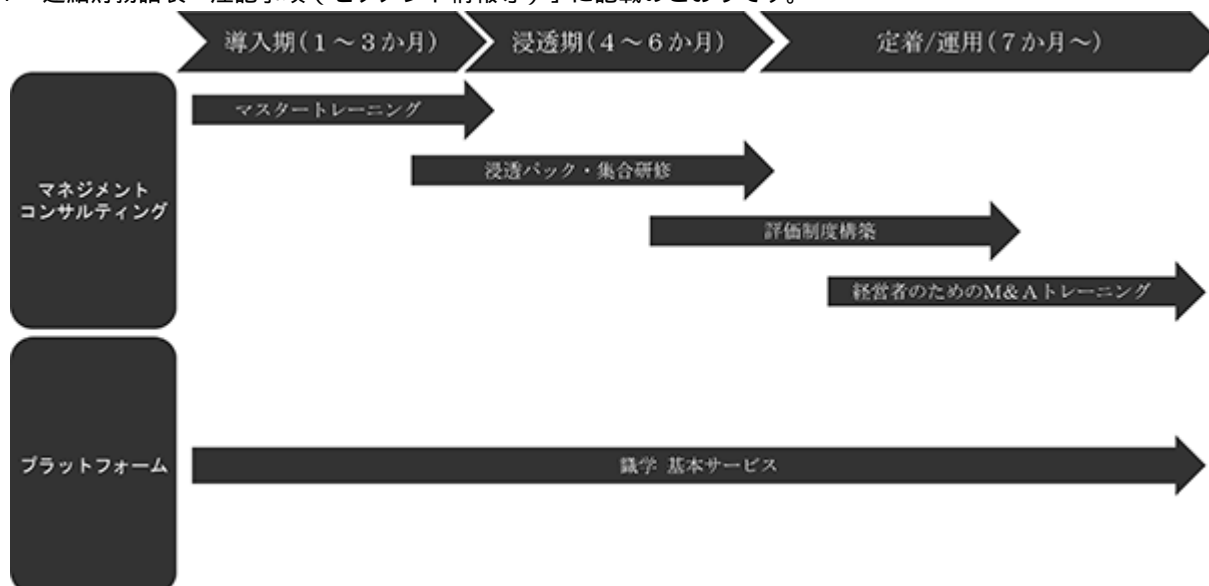
ヒトの意識構造まで掘り下げているため識学それ自体は抽象度が高く、基礎理論だけでは日常の組織運営に適用することは困難です。当社は自社で識学を日常組織運営に適用可能とするプログラムを開発することで組織の生産性を改善するサービスを提供しております。

(5) 識学の独自性と一貫したロジックによる集客下地の醸成

識学は自社開発の独自の理論であり、従来の個人のやる気を重視する手法とは逆のアプローチ手法です。このため、当社の広告や口コミは潜在顧客に強いインプレッションを与えています。また、識学は抽象度、汎用性が高いため、多くの人が漠然とではあっても、自己に適用した場合のイメージを描きやすいという特徴があります。ウェブ広告、顧客からの紹介及び代理店紹介のすべての販売チャネルで、識学の独自性、事例紹介の提示によって潜在顧客への印象づけを重ねていくことで、集客の下地を醸成しております。

当社ではこのような事業の特徴を活かし、「組織コンサルティング事業」のマネジメントコンサルティングサービス及びプラットフォームサービスを提供しており、これらのサービスの関係性を図で示すと以下のとおりです。なお、当社は「組織コンサルティング事業」、「スポーツエンタテインメント事業」、「受託開発事業」、「VCファンド事業」、「ハンズオン支援ファンド事業」の5つのセグメントで構成されておりますが、主要な「組織コンサルティング事業」のサービス内容について記載しております。また、当連結会計期間において、「VCファンド事業」及び「ハンズオン支援ファンド事業」を新たに報告セグメントとして追加しております。詳細は「第5 経理の状況

1 連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりです。



(1) マネジメントコンサルティングサービス

マネジメントコンサルティングサービスとは、マンツーマントレーニングであるマスタートレーニングを始めとした識学に基づく組織運営を導入・浸透させ、組織の生産性を上げるサービスであります。主なマネジメントコンサルティングサービスは以下のとおりであります。

マスタートレーニング

組織長（経営者）に対して識学を導入し、生産性の高い組織運営を実現するサービスです。マスタートレーニングでは、当社の講師が3か月間(全12回)、1回1時間程度のマンツーマントレーニングを行い、トレーニングの期間中、知識習得及び課題を設定し行動変化を追跡します。当社のマスタートレーニングでは、当社が独自開発した識学のフレームワークを用いて、課題の実践や行動を通じてポイントを習得していきます。組織の生産性を高めるために、ヒトの意識構造を理解し、実際に組織経営を変化させるまで順を追ったカリキュラムになります。

#### 集合研修

管理職、新入社員等への階層別集合型研修により、識学を組織に浸透し、生産性の高い組織運営を実現するサービスです。集合研修では、講義及びワーク形式での研修を行います。

#### 浸透パック

管理職向け動画と集合型トレーニング(全6回)を組み合わせ、識学の理解を促すことで、組織に浸透および定着を図り、継続的に生産性の高い組織運営を実現するサービスです。

#### 評価制度構築

評価制度を構築し、識学を組織に定着・仕組化するサービスです。評価制度構築では、評価の対象を結果にフォーカスし、評価制度で起こりがちな上司と部下との評価の認識違いを無くし、自走する組織への変化を実現します。

#### 経営者のためのM&Aトレーニング

企業の経営者のM&Aに対する"誤解"と"錯覚"を取り除き、経営者がM&Aを正しく実行できる状態を作り出すことを目的とするサービスです。

### (2) プラットフォームサービス

プラットフォームサービスとは、識学による組織運営が定着するために継続的な運用支援を行う「識学 基本サービス」、ウェブ上で顧客の識学実践を支援するクラウドサービスである「識学クラウド」と低額で識学トレーニングを継続、識学会員同士の交流等によって識学による組織運営の浸透・定着を図るサービスである「識学会員」の3つで構成されます。主なプラットフォームサービスは以下のとおりであります。

#### 識学 基本サービス

識学の導入にあたり必須となるサービスで、マネジメントコンサルティングのアウトプットフォローや識学クラウド機能、定期勉強会を含めた総合パッケージであります。

#### 識学クラウド

##### a. 識学クラウド組織診断

組織の状態を診断するサービスであり、識学導入後は、自組織の改善状況の確認を行うことが可能になります。識学クラウド組織診断では、顧客の組織メンバーに対してウェブ上でアンケートを実施します。そのアンケート結果で、組織の一員として生産性高く業務に取り組める状態にあるか、また生産性が阻害されているとすれば、どの意識構造が誘引しているのかを判断し、その総合結果を用いて対象組織の現在の状態を把握します。

##### b. 識学クラウド動画復習

時間の経過により行動が元に戻ってしまうことを防ぎ、識学実践の質を維持するサービスであります。識学クラウド動画復習では、マスタートレーニングでお伝えする理論をウェブ上の動画で復習することができます。理論の理解度を維持すると同時に、自組織に照らし合わせながら、動画閲覧することでさらなる理解を促進します。

##### c. 識学クラウド評価制度運用支援

主に、評価制度構築サービスの後、制度の実践運用を支援するサービスであります。個人に割り振る目標項目及びその比率や目標の基準点となる尺度を決定し、ウェブ上に登録しておく形式で、構築された評価制度を日常的に実践し、担当者まで漏れなく、遅滞なく、少ない事務負担で実践まで浸透させるクラウドサービスとなっております。

d．識学クラウド日常業務支援

日常のマネジメントの補助ツール(タスク管理)サービスであります。同時並行で多種多様なタスク管理を行うと、多くの工数を要します。さらに、管理をマンパワーに依存すると、結果的に、抜け漏れが発生し、マネジメントが行き届いていない状況となる可能性があります。識学クラウド日常業務支援機能では、ウェブ上でのタスク管理機能を用いて、上司と部下が共通の認識を持っている状態を当たり前化し、その工数を削減するとともに、抜け漏れのないマネジメントの実現が可能です。

識学会員

a．継続的な識学利用のサポート

識学会員の契約企業は、通常よりも低額でマネジメントコンサルティングサービスの受講が可能となります。顧客の組織規模の拡大に伴い幹部層・管理職の人員数が増加した場合、「識学」に基づく組織運営を維持するために、新たな幹部・管理職に対する識学のトレーニングの受講に対する需要の発生が想定されます。このようなケースの場合に、識学会員の契約企業の場合には通常よりも低額で受講が可能であるため、コストを抑えつつ識学に基づく組織運営を維持していくことが可能になります。

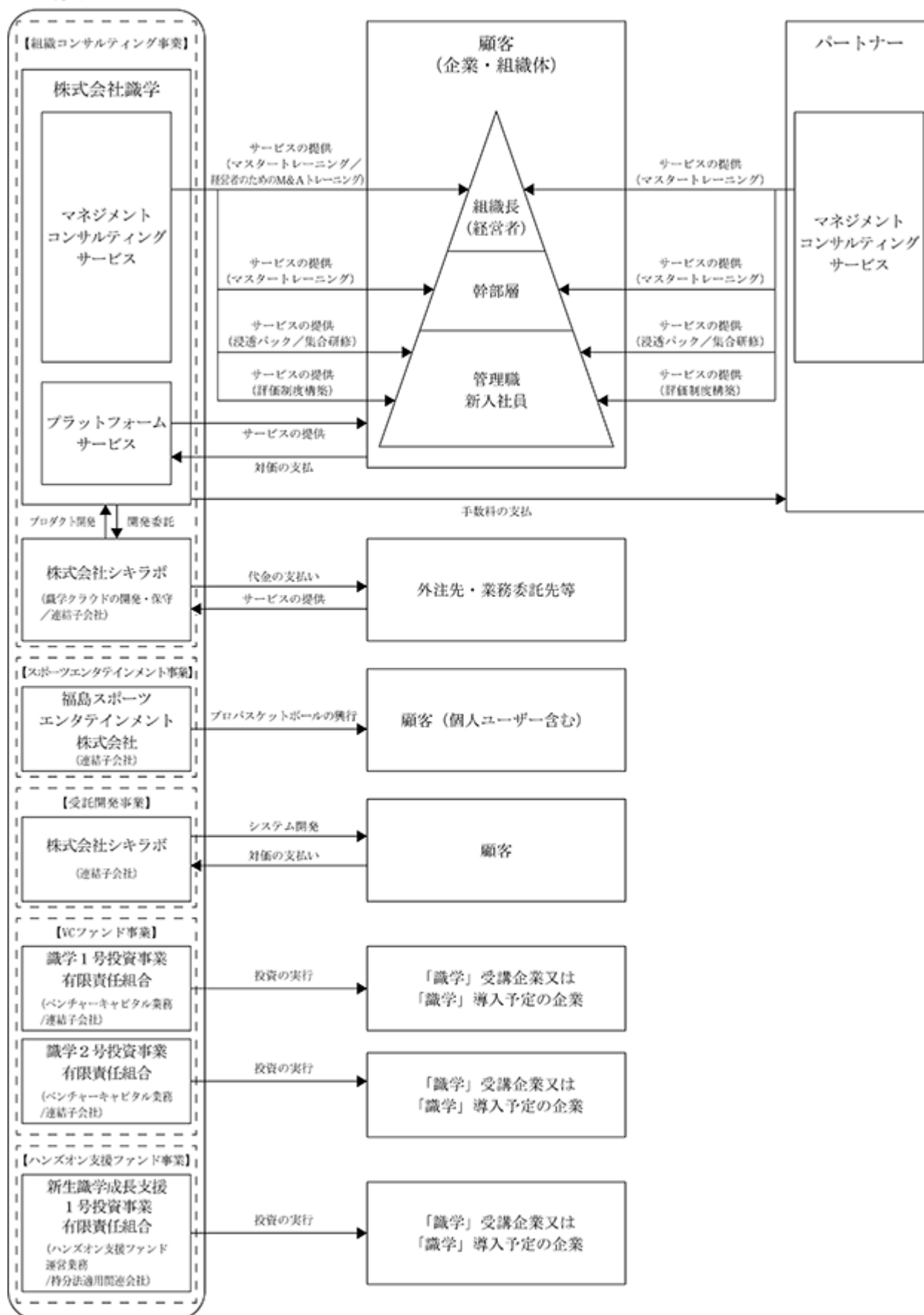
b．定期イベント

集合型勉強会、懇親会、識学導入企業の事例共有会を実施し、識学に基づく組織運営にあたっての情報収集や識学会員同士でのビジネス交流が可能です。

c．定期面談

定期的(1か月又は3か月に1回)に講師が顧客へ訪問し、継続的な識学に基づく組織運営の浸透と定着のためのサポートを行います。

当社の事業を事業系統図によって示すと、次のとおりであります。  
当社グループ



(注)パートナーとは、当社とパートナー契約を締結した企業の役職員が識学の講師となり、識学サービスを提供する企業のことを指します。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社シキラボ	東京都品川区大崎二丁目 11番1号大崎ウエスト タワー8階	34,675	SaaSに関する開発 業務の受託 識学クラウドの開 発・保守	所有 直接 61.3	業務受託 ソフトウェア開発の 委託 役員の兼任
(連結子会社) 識学1号投資事業有限責任 組合(注)1、3	東京都品川区大崎二丁目 9番3号大崎ウエストシ ティビル1階	341,000	ベンチャーキャピ タル業務	所有 直接 14.6	業務受託
(連結子会社) 福島スポーツエンタテイン メント株式会社 (注)5	福島県郡山市堂前町1-2 石井ビル1階	75,345	プロバスケット ボールチーム"福 島ファイヤーボン ズ"の運営	所有 直接 56.4	資金の貸付 業務受託 役員の兼任
(連結子会社) 識学2号投資事業有限責任 組合(注)1、3	東京都品川区大崎二丁目 9番3号大崎ウエストシ ティビル1階	666,000	ベンチャーキャピ タル業務	所有 直接 7.5	業務受託
(持分法適用関連会社) 新生識学パートナーズ株式 会社	東京都中央区日本橋室町 二丁目4番3号 YUITO/日本橋室町野村ビ ル	2,000	ハンズオン支 援 ファンドの運營業 務	所有 直接 50.0	業務受託 役員の兼任
(持分法適用関連会社) 新生識学成長支援1号投資 事業有限責任組合	東京都中央区日本橋室町 二丁目4番3号 YUITO/日本橋室町野村ビ ル	2,000,000	ハンズオン支 援 ファンドの運營業 務	所有 直接 50.0	業務受託

- (注) 1. 特定子会社に該当します。  
2. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。  
3. 資本金又は出資金の欄にはファンドサイズ(コミットメント額)を記載しております。  
4. 議決権の所有割合の( )内は、間接所有割合です。  
5. 債務超過会社であり、債務超過の額は2022年2月28日時点で241,729千円となっております。

## 5 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

2022年2月28日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
組織コンサルティング事業	180 (8)
受託開発事業	13 (2)
スポーツエンタテインメント事業	16 (4)
VCファンド事業	6 (0)
ハンズオン支援ファンド事業	
合計	215 (14)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマー、アルバイト)は、年間の平均人員を( )外数で記載しております。
2. 従業員数の増加の主な要因は組織コンサルティング事業の業容の拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。
3. 「VCファンド事業」及び「ハンズオン支援ファンド事業」の従業員数は、同一の従業員がこれらの報告セグメントに従事しているため、合計で記載しております。

### (2) 提出会社の状況

2022年2月28日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
186(8)	36.4	1.7	6,488

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマー、アルバイト)は、年間の平均人員を( )外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 従業員数の増加の主な要因は組織コンサルティング事業の業容の拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。

### (3) 労働組合の状況

当社の労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、提出日現在にて、当社グループが判断したものであります。

#### (1) 経営方針

##### 企業理念

「識学を広める事で人々の持つ可能性を最大化する」という企業理念のもと、識学を一日でも早く一人でも多くの人に伝え、さまざまな組織の生産性の向上に寄与します。

##### 中長期ビジョン

“識学”という独自のマーケットを確立する。

「識学」の考えに基づく働き方がスタンダードにすることによる日本の働き方の変革を実現する。

##### 経営の基本方針

「識学」の有用性の証明を通じて中長期ビジョンや企業理念の達成が実現されるという事が当社の経営の基本方針であります。具体的に大きく以下の3点により有用性の証明につなげてまいります方針です。

イ．識学導入クライアントの企業成長の実現

ロ．識学導入クライアントの顧客満足度向上

ハ．投資先での識学全面活用及び投資先の実績向上による証明

#### (2) 経営戦略等

上記の中長期ビジョン達成のためには、当社の経営の基本方針を踏まえつつ、以下の戦略により事業を推進してまいります方針です。

事業ポートフォリオ	個別戦略
組織コンサルティング事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講師120名体制に向け講師を50名増加させる積極的な採用</li> <li>・プラットフォームサービスの解約率低減</li> <li>・講師一人当たり売上高400万円の維持</li> <li>・識学キャリア事業（人材紹介・採用コンサル・採用フロー構築・識学転職）のさらなる拡大</li> <li>・大企業獲得、さらなる認知度アップのための広告宣伝費の大規模投資</li> </ul>
スポーツエンタテインメント事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポンサー収入のさらなる拡大</li> <li>・行政とのつながりを活用した受託事業のさらなる成長</li> <li>・チームへの投資を行いつつ、2025年2月期に通期営業利益の黒字化を目指し収益性のさらなる改善</li> <li>・アリーナ建設に向けた行政との連携</li> </ul>
受託開発事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受託開発は撤退</li> <li>・受託開発セグメントのリソースは、組織コンサルティング事業の拡大に必要なシステム開発へ投下する</li> </ul>
⑥⑥ファンド事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識学1号ファンドによる投資先に対するIPO支援</li> <li>・識学2号ファンドによる投資先選定、投資実行、および投資先に対するIPO支援</li> </ul>
ハンズオン支援ファンド事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講師派遣による投資先の体制改善</li> <li>・積極的なソーシング活動による投資候補先の選定・実行</li> </ul>

#### (3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

企業理念及び経営戦略等の実現性を表す客観的な指標として、講師一人当たり売上高及び講師数を指標としております。

#### (4) 経営環境

「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 経営成績の状況」に記載しております。

#### (5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

識学について正しく・広く認知される仕組みの構築

##### ( ) 知名度向上のための広告施策展開

識学に対する知名度を上げていくためには、経営者に識学の存在そのものをダイレクトに届けることと、そのメッセージ性が重要であります。そのため、当社は経営者が空き時間で活用するSNSを媒介に、経営者が陥りがちな誤った組織運営について、その弊害の解説を行う広告展開を行っております。今後は、これまでの取組みに加え、TVCM、地方エリア、オフライン戦略の充実強化を目的に動画活用等新たな広告施策を行い、顧客からの問い合わせ件数、効率、アポ率及び成約率の適正化を図ってまいります。

##### ( ) 講師人材の確保

外部の方に識学を正しく理解いただくためには、理論を正確に理解し、顧客に解説できる講師が必須であるため、優秀な人材の獲得が重要であります。当社は、現在組織運営そのものを識学に基づいて行い、役割と権限の明確化により権限内であらゆることに挑戦できる環境と、成果が報酬に反映される明確な評価制度を構築し、優秀な人材が更なる成長感を求めて入社する環境を整えております。今後は本制度の改善と運用の徹底により、人材の内発的動機が自然発生する状態にしつつ、人材紹介会社等を通じた採用活動により、人員計画の達成を図ってまいります。

##### ( ) 講師育成の仕組み化

当社では、入社から講師認定の獲得までの期間は講師育成の期間とし、マニュアル・FAQ・動画確認・OJT・ロールプレイング等の手段を用いて、その学びの時間に集中させる仕組みを構築しております。現在は平均3ヶ月ほどの期間で入社後講師認定されておりますが、今後はそのノウハウをさらに高めることで育成リードタイムの短縮に取り組んでまいります。

##### ( ) 認知度向上を目的とした識学の活用

識学は人の意識構造を研究した独自の理論であるため、学生や社会人のスポーツチーム、学校の教育コミュニティ、さらには家庭まで、さまざまな集団で発生する課題に対して解決策を提供することが可能であると考えております。これらの集団で識学を実践し、実績を積み上げることが、当社の更なる社会性獲得の手段としても有効であると考えているため、これらの集団に対する識学の提供についても取り組んでまいります。

#### 販売経路や機会の多様化・拡大

当社は、当社の潜在的な見込顧客とネットワークを有する法人と提携し、顧客紹介の代理店を増やしております。また、当社ではパートナー制度を導入しております。当該制度では、パートナー契約の締結を基本とし、当該パートナー企業の役職員が識学の講師となり、最終的にはパートナー企業単独で識学サービスを提供します。さらには、M&Aや事業承継等に代表される組織文化や風土が変革される前後においても、識学の活用は有効であるため、当該分野にネットワークを有する法人との連携も視野に入れた需要の取込施策も検討してまいります。これらの施策は、当社単独では効率的な開拓ができないエリアや業界に識学を普及させる手段として有効であると考えており、これにより経路別契約数の多様化を図ってまいります。



#### 提供するサービス品質の維持・向上

識学講師の品質が、顧客組織への浸透にとってキーとなります。そのため、一度認定された講師であっても月に1度の品質確認テストを受験し、一定基準を下回った場合には、再学習するという仕組みを構築しております。また、当該品質確認テストは、コンサルティング現場で発生した実際のFAQや隣接部門が習得した新たなノウハウで横展開できそうなものから出題されるため、講師品質の向上にも寄与する取組となっております。また今後は、サービス品質のみならず、識学社員としての品質向上を目的に、マナーや行動規範についてもチェックします。

#### 経営管理体制の強化

当社は、現状、小規模な組織であり、業務執行体制もこれに応じたものになっております。今後、持続的な成長を図っていくためには、事業の成長や業容の拡大に伴い、経営管理体制の更なる充実・強化が課題であると認識しており、株主様、ステークホルダーの皆様へ信頼される企業となるために、コーポレート・ガバナンスへの積極的な取組みが不可欠であると考えております。そのため、優秀な人材の採用・育成により業務執行体制の充実を図り、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するような仕組みを強化・維持していくとともに、業務の適正性及び財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの適切な運用、さらに健全な倫理観に基づく法令遵守を徹底してまいります。

## 2 【事業等のリスク】

以下については、当社グループが事業を運営するにあたりリスク要因となる可能性があるものを記載しております。また、投資家及び株主に対する積極的な情報開示の観点から、当社グループとしては必ずしも特に重要なリスクと考えていないものも記載しております。

当社グループとしては、これらのリスクを予め十分に把握した上で、発生の予防及び対処に万全を期す所存であります。投資判断につきましては本項記載以外のものも含めて慎重に検討して頂きたいと思っております。また、これらのリスク項目は、提出日現在において、当社が判断したものであり、発生の可能性のあるリスクの全てを網羅するものではありませんのでご留意願います。

なお、以下の記載のうち、将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

### (1) 業界及び顧客の動向に関するリスク

当社グループは、企業の経営・管理者層を主要な顧客としております。企業向けの事業においては、国内外の経済情勢や景気動向等の理由により、顧客の人材育成ニーズが減退し、研修予算が削減されるような場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

### (2) 競合に関するリスク

企業を対象とした組織コンサルティング事業に関しては、他の研修会社、コンサルティング会社、シンクタンク系の研修会社等、多数の企業が参入しており、今後一層、競争が激化するものと認識しております。これまで、当社が他社に対する競争力の源泉としてきた識学を用いたコンテンツや識学に関するノウハウ及び識学を用いたサービスの開発力において、他社に対する優位性が維持できなくなった場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

### (3) 講師の確保に関するリスク

当社グループの主要なサービスであるマネジメントコンサルティングサービスの成否を決める重要な要因の一つに、担い手である講師の品質があります。したがって良質なサービスを実施するには的確なスキルや知識、経験をもった講師の確保が不可欠であります。

当社では、引き続きこれらの講師の確保に努めていく方針ですが、今後将来において、当社が求めるスキルや知識、経験をもってサービスを行うことができる講師を確保できなくなった場合、当社のサービス実施に重大な支障が生じ、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

### (4) 新規事業・サービスの開発に関するリスク

当社グループの現在の売上構成は、マネジメントコンサルティングサービスが中核となっておりますが、今後のさらなる成長を図るにあたっては、これらのサービスに加えて、人の稼働に依存せず、収益の安定基盤構築につながる識学クラウド等のプラットフォームサービスを、新たな中核事業として育てていく方針です。しかし、これらの事業が想定どおりに育たなかった場合、当社グループの中長期的な業績に影響を与える可能性があります。

### (5) 内部管理体制に関するリスク

当社グループは、企業価値を最大化すべく、コーポレート・ガバナンスの充実を図る施策を実施しております。また、業務の適正及び財務報告の信頼性を確保するため、これらに係る内部統制が有効に機能する体制を構築、整備、運用しております。しかしながら、事業の急速な拡大等により、十分な内部管理体制の構築が追いつかないという状況が生じる場合には、適切な業務運営が困難となり、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(6) 特定の経営者等への依存及び人材確保・育成に係るリスク

当社代表取締役社長安藤広大及び取締役副社長梶山啓介は、当社設立以来の事業の推進者であり、営業等の各方面において重要な役割を果たしております。現状では、この事実を認識し、過度に両氏へ依存しないよう人員体制を整備し、経営リスクの軽減を図るとともに、今後の事業展開を見据えて、人材の採用及び人材育成を重要な経営課題の一つと位置付けております。

しかしながら、現時点では両氏の当社からの離脱は想定しておりませんが、何らかの要因により、両氏が退任もしくは職務を遂行できなくなった場合や、事業展開に見合った十分な人材の確保・育成が困難となった場合、また、役員・幹部社員に代表される専門的な知識、技術、経験を有している職員が、退任、退職し、後任者の採用が困難となった場合等には、当社の事業展開、財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

また、識学という理論の創作者であり、当社識学研究室室長である福富謙二が当社から離脱した場合、識学に関するノウハウの移管は完了しており、権利関係も当社に帰属しているため、当社のビジネスに支障が出るということはありません。しかしながら、福富が当社から離脱して当社と競業する会社を設立した場合、先行者の優位性や識学の認知度を高めることで、競争優位性を確保できるとは考えているものの、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(7) 小規模組織であることに関するリスク

当社グループは小規模な組織であり、業務執行体制及び内部管理体制もこれに応じたものとなっております。当社は今後の事業拡大に応じて業務執行体制及び内部管理体制の充実を図っていく方針ではありますが、これらの施策が適時適切に進捗しなかった場合には、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(8) 個人情報の管理に関するリスク

当社グループでは、事業を通じて個人情報を取り扱っておりますため、「個人情報の保護に関する法律」等に則った個人情報保護方針を策定し管理体制を整備する等、個人情報の適切な管理と流出防止については細心の注意を払っております。しかしながら、システム上の不具合、社内外の関係者による過失や故意等によって個人情報が流出する可能性は皆無ではありません。そうした事態が発生した場合、当社に対する損害賠償請求や信用の失墜につながる恐れがあり、当社の事業展開、財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(9) 顧客の機密情報の管理に関するリスク

当社グループでは業務遂行のために顧客の機密情報を取り扱う場合がありますため、情報セキュリティに関する規程のほか、顧客のインサイダー取引防止に関する規程を作成し、社員教育の徹底を図っておりますが、不測の事態などによりこれらの機密情報が外部に漏洩した場合、損害賠償や信用低下などにより、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(10) 知的財産の管理に関するリスク

当社グループでは、当社サービスの社会的認知度向上やブランドによる知名度向上を図る手段のひとつとして「識学」を商標登録しており、今後においても必要となる提供サービスの呼称等は商標登録し、当社の知的財産権として保護・管理する方針としております。しかしながら、当社の知的財産権が何らかの理由により侵害された場合には、当社の事業等に影響を及ぼす可能性があります。

また、本書提出日現在において、当社が第三者の知的財産権を侵害していないと認識しており、第三者から当社が第三者の知的財産権を侵害している旨の通知等を受け取っておりません。当社はサービスの提供にあたり、第三者の著作権や商標権等の知的財産権を侵害することがないように、顧問弁護士等との連携を図る等の対策を講じておりますが、当社が意図しない形で第三者の知的財産権を侵害するような事態が発生した場合等には、当社グループの事業等に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 情報セキュリティに係るリスク

プログラム障害について

開発したプログラム等に不良箇所があることにより、サービスの中断及びデータの破損などの可能性があります。このような事態が発生した場合、顧客企業からの損害賠償、社会的信用の失墜等により、当社グループの財政状態及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

システム障害について

アクセス数の増加や人為的過失などの原因で、システムダウンやデータの不通等のトラブルが発生する可能性があります。このような事態が発生した場合、顧客企業への損害賠償、社会的信用の失墜等により、当社グループの財政状態及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

ハッキング及びウィルス感染について

当社グループはインターネット経由でサービスの一部を提供しておりますので、ハッカーによる侵入とデータ破壊やウィルス感染による被害の可能性があります。当社では、ネットワーク機器によるプロテクションを施し細心の注意を払っておりますが、このような事態が発生した場合、当社グループの財政状態及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(12) 売上債権が回収不能となるリスク

当社グループは、十分な与信管理を行うとともに、売上債権等に対して一定の貸倒引当金を計上する等、信用リスク管理に努めております。しかし、与信先の信用不安等により、貸倒損失の発生や貸倒引当金を追加で計上する場合は、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(13) 企業買収等に係るリスク

当社グループは、今後の事業拡大及び収益力向上のため、企業の買収や子会社設立、アライアンスを目的とした事業投資等を実施する場合があります。当社グループは、投融資案件に対しリスク及び回収可能性を十分に事前評価し、投融資を行っておりますが、投融資先の事業の状況が当社グループに与える影響を確実に予測することは困難な場合があり、投融資先の事業が計画通りに進展しない場合や、効率的な経営資源の活用を行うことができなかった場合には、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは、今後もシナジーを最大限に活用し、グループ全体の企業価値向上を目指してまいります。事業展開が計画通りに進まないことに伴う収益性の低下や時価の下落等に伴い、資産価値が低下した場合は、減損損失の発生や売却等での売却損により、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(14) 自然災害や事故のリスク

大規模地震や台風などの自然災害により、本社や他の拠点及び顧客に甚だしい被害が発生した場合は、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(15) 風説、風評及び報道による業績へ影響を与えるリスク

当社グループは、悪質な風評については適切な対応に努めておりますが、当社の評判が悪化した場合や風説が流布された場合には、営業活動及び採用活動に支障が出るおそれがあるため、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(16) 感染症の流行について

当社グループが事業展開を行う地域において、新型コロナウイルス等の感染症が大流行し、当社グループの事業活動に支障が出る場合、また、人的被害が拡大した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、新型コロナウイルスの感染拡大防止対応のために、スポーツエンタテインメント事業の興行が通常通り開催されない状態になることにより、事業活動の制約やスポンサー企業からのスポンサー費用の削減等へ影響が出るなど、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(17) その他

社歴が浅いこと

当社は2015年3月に設立された社歴の浅い会社であり、期間業績比較を行うために十分な期間の財務情報を得られず、過年度の業績のみでは今後の業績を判断する情報としては不十分な可能性があります。

新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社グループは、当社役員及び従業員に対するインセンティブを目的とし、新株予約権を付与しております。また、今後におきましても、役員及び従業員に対するインセンティブとして新株予約権を付与する可能性があります。これらの新株予約権が権利行使された場合、当社株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。なお、本書提出日現在における新株予約権による潜在株式数は858,000株であり、発行済株式総数8,268,900株の10.4%に相当します。新株予約権の詳細は、「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」をご参照ください。

配当政策について

当社グループは現在成長過程にあり、事業資金の流出を避け内部留保の充実を図り、なお一層の業容拡大を目指すことが重要であります。株主の皆様をはじめとするステークホルダーに対し、安定的な利益還元を実施していくことも重要であると考えております。今後は、安定的な経営基盤の確立と収益力の強化に努め、業績及び今後の事業展開を勘案し、その都度適正な経営判断を行い、配当を実施していく予定であります。現時点において配当実施の可能性及びその開始時期については未定であります。

資金使途について

上場時の公募増資等により調達した資金の使途については、主に事業拡大のための人材採用費、販売促進に係る費用、知名度向上のための広告宣伝費、内部管理体制及び経営基盤の充実・強化等に充当しております。しかしながら、当社が属する業界において急速に事業環境が変化することも考えられ、現時点における資金使途計画以外の使途へ充当する可能性があります。また、当初の計画に沿って資金を使用した場合においても想定した投資効果が得られない可能性もあります。

### 3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループの経営成績、財政状態及びキャッシュ・フローの状況の概要は次のとおりです。

##### 経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により依然厳しい状況にある中、ワクチン接種率上昇などにより一時は新規感染者数が急速に減少し、景気は持ち直す傾向がみられましたが、感染力の強い変異株の発生により感染の再拡大が深刻化するなど、依然として先行きが不透明な状況が続いております。当社を取り巻く環境として、「従業員を結果で管理する」、「ルールに基づく組織運営により働く場所に関係なく結果を出す」といった組織の生産性向上を図ることに対する市場ニーズは強く、当社サービスの需要は引き続き高い状況が続いております。

このような経営環境の中、当社グループは「識学を広める事で人々の持つ可能性を最大化する」という企業理念のもと、組織コンサルティング事業においては、積極的な講師人材の採用及び育成、講師の品質管理を徹底的に行いながら、「識学」が顧客の組織に浸透する状態を実現するべくサービス提供を行ってまいりました。スポーツエンタテインメント事業においては、Bリーグの2021-22シーズンが開幕し、B1昇格を目標にチーム強化への積極的な投資を行いながら、地域密着型クラブとして認知度向上に向けたマーケティング活動やスポンサー獲得のための積極的な営業活動を行ってまいりました。VCファンド事業においては、識学1号投資事業有限責任組合（以下、「識学1号ファンド」）の出資先である株式会社アイドマ・ホールディングスが東証マザーズに上場し、組成から1年半でIPOを達成した銘柄が2件となりました。これにより「識学」及び識学1号ファンドのソーシング活動に独自性があること、また、識学の組織コンサルティング手法が上場に向けた組織運営と親和性があることを証する1つの実績であると認識しております。

その結果、当連結会計年度の売上高は3,823,773千円（前年同期比52.6%増）、EBITDA（営業利益+減価償却費+のれん償却費+敷金償却費）は429,927千円（前年同期比115.9%増）、営業利益は359,917千円（前年同期比161.8%増）、経常利益は346,988千円（前年同期比74.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は224,911千円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失41,581千円）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

なお、従来「VCファンド事業」を「組織コンサルティング事業」に含めておりましたが、主要な事業として運営する体制の整備と売却実績が伴ったことを契機として、今後の投資案件の増加による投資有価証券の売却が事業的な規模として見込まれることから、第2四半期連結会計期間より「VCファンド事業」を主たる事業として独立区分し報告セグメントといたしました。また、新生識学成長支援1号投資事業有限責任組合への出資に伴い「ハンズオン支援ファンド事業」を新たに報告セグメントに追加しております。

#### (組織コンサルティング事業)

##### マネジメントコンサルティングサービス

当連結会計年度においては、講師の積極的な採用と顧客基盤拡大のための積極的なマーケティング活動による投資を継続してまいりました。その結果、講師数は前連結会計年度末から19名増加し73名となりました。

この結果、当連結会計年度末時点の累計契約社数は2,873社(前連結会計年度末は2,187社)となりました。当連結会計年度のマネジメントコンサルティングサービス売上高は2,165,318千円(前年同期比22.5%増)となりました。

##### プラットフォームサービス

当連結会計年度においては、「識学」に基づく組織運営が“定着”するまで継続的に運用支援を行う「識学基本サービス」の拡販に注力してまいりました。

「識学基本サービス」には、「識学」が組織に徹底できている状態を5つの軸と6段階のフェーズに分類し、フェーズの診断を実施することで顧客が解決すべき組織課題を明確にする機能があります。この機能により明確になった組織課題に対して講師とカスタマーサポート担当で構成する担当チームが課題解決に向けたサポートを実施することによって「識学基本サービス」に対する顧客満足度の向上に取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度末における識学基本サービスの契約社数は524社(前連結会計年度末は167社)、識学クラウド契約社数は115社(前連結会計年度末は229社)、識学会員の会員数は248社(前連結会計年度末は479社)となりました。

また、当連結会計年度のプラットフォームサービス売上高は1,156,809千円(前年同期比155.1%増)となりました。

上記の結果、当連結会計年度の組織コンサルティング事業における売上高は3,322,127千円(前年同期比49.5%増)、営業利益は565,373千円(前年同期比147.1%増)となりました。

#### (スポーツエンタテインメント事業)

当連結会計年度においては、B1リーグへの昇格を目指してチームの強化を行いながら「地域密着型クラブ」として地域スポーツ振興を普及することを目的とした取組みを行ってまいりました。当連結会計年度においては、2021-22シーズンのスポンサー獲得に向けた営業活動及び営業人員の採用、新たな収益基盤である企業版ふるさと納税のさらなる拡充に向けた地方公共団体との連携強化に努めてまいりました。2021-22シーズンに向けたスポンサーの受注は155,915千円(前年同期比63.4%増)と順調に推移したものの、チーム強化に向けたチーム運営費への継続的な投資を行ったことによりコストが先行することとなりました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、既存顧客であるスポンサー企業の撤退等によるスポンサー収入の減少によって、当連結会計年度におけるスポーツエンタテインメント事業の売上高は285,637千円、営業損失は126,919千円となりました。

#### (受託開発事業)

当連結会計年度においては、保有する多種多様な開発案件実績に基づくノウハウと潤沢なエンジニアリソースを活かし、当社グループのプラットフォームサービスの開発業務や資格取得講座のe-ラーニングシステムの受託開発等を行ってまいりました。2021年3月にはオンラインで入社体験ができ、登録されている企業の仕事内容の理解促進や、その企業とのマッチング度を計測できる新感覚採用マッチングサービスである「入社体感DX」をリリースし、2021年10月には会社説明のデジタル化サービス「デジタル面談」の販売を開始するなど、さらなる事業拡大に向けた収益基盤を構築するための新サービス開発を行ってまいりました。

この結果、当連結会計年度における受託開発事業の売上高は216,009千円、営業損失は13,090千円となりました。

#### (VCファンド事業)

当連結会計年度においては、「組織力」や「成長する組織への転換」に着目した投資を行い、投資先企業への「識学」導入による組織改善によって成長を支援するベンチャーキャピタルファンドを運営してまいりました。2021年6月には識学2号投資事業有限責任組合を組成し、子会社化したことにより、当該会社を連結の範囲に含めております。また、2021年10月に識学1号投資事業有限責任組合で保有している株式を一部売却し、217百万円の投資有価証券売却益を計上いたしました。なお、2021年6月29日以前に実行した投資による売却益であるため、特別利益として計上しております。

この結果、当連結会計年度におけるVCファンド事業の営業損失は47,091千円となりました。

(ハンズオン支援ファンド事業)

当連結会計年度においては、投資先のEXIT(IPO/M&A等)によるキャピタルゲインを収益源とする「組織改善支援×金融・ファイナンス支援」という独自性を持ったハンズオン支援ファンドを運営してまいりました。2021年6月に「成長が見込まれる企業に対して投資を行い、ハンズオンにより投資先企業の業績改善・成長を支援し、その後の売却を通じ投資資本を増加させること」を目的とした新生識学成長支援1号投資事業有限責任組合を組成し、持分法適用関連会社といたしました。

この結果、当連結会計年度におけるハンズオン支援ファンド事業の営業損失は4,476千円となりました。



## 財政状態の状況

当連結会計年度末における総資産は4,089,513千円となり、前連結会計年度末と比較して1,697,110千円の増加となりました。

### (流動資産)

当連結会計年度末の流動資産合計は3,246,158千円となり、前連結会計年度末と比較して1,578,563千円の増加となりました。これは主に、現金及び預金の増加1,382,448千円によるものであります。

### (固定資産)

当連結会計年度末の固定資産合計は843,355千円となり、前連結会計年度末と比較して118,547千円の増加となりました。これは主に、投資有価証券の増加33,749千円によるものであります。

### (流動負債)

当連結会計年度末の流動負債合計は1,112,126千円となり、前連結会計年度末と比較して243,351千円の増加となりました。これは主に、未払法人税等の増加113,634千円及び前受金の増加63,211千円によるものであります。

### (固定負債)

当連結会計年度末の固定負債合計は245,432千円となり、前連結会計年度末と比較して139,401千円の減少となりました。これは主に、長期借入金の減少146,484千円によるものであります。

### (純資産)

当連結会計年度末の純資産合計は、2,731,954千円となり、前連結会計年度末と比較して1,593,161千円の増加となりました。これは主に、親会社株主に帰属する当期純利益の計上による利益剰余金の増加224,911千円、新株予約権の行使等により資本金及び資本剰余金がそれぞれ598,306千円増加したことによるものであります。

## キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、2,625,498千円（前連結会計年度末比1,382,448千円増）となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とその要因は次のとおりであります。

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において営業活動により獲得した資金は、469,562千円（前連結会計年度は181,224千円の獲得）となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益550,526千円、前受金の増加63,211千円により資金が増加した一方で、法人税等の支払額73,990千円により資金が減少したことによるものであります。

### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において投資活動により支出した資金は、69,877千円（前連結会計年度は297,546千円の支出）となりました。これは主に、投資有価証券の売却による収入286,588千円により資金が増加した一方で、投資有価証券の取得による支出174,193千円、有形固定資産の取得による支出38,157千円、無形固定資産の取得による支出95,821千円により資金が減少したことによるものであります。

### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において財務活動により獲得した資金は、982,763千円（前連結会計年度は315,483千円の獲得）となりました。これは主に、新株予約権の行使による株式の発行による収入1,186,447千円、非支配株主からの払込みによる収入333,700千円により資金が増加した一方で、非支配株主への配当金の支払額297,861千円により資金が減少したことによるものであります。

## (2) 生産、受注及び販売の状況

## 生産実績

当社グループで行う事業は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

## 受注実績

当社グループで行う事業は、提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

## 販売実績

当連結会計年度における販売実績をサービスごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(千円)	前期比(%)
組織コンサルティング事業	3,322,127	149.5%
スポーツエンタテインメント事業	285,637	148.7%
受託開発事業	216,009	234.0%
VCファンド事業	-	
ハンズオン支援ファンド事業	-	
合計	3,823,773	152.6%

- (注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。  
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。  
3. 当連結会計年度において、「VCファンド事業」及び「ハンズオン支援ファンド事業」を新たな報告セグメントとして追加しております。なお、前連結会計年度には、当報告セグメントに区分すべきサービスが存在しなかったため、前年同期比につきましては記載しておりません。

## (3) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

## 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づいて作成されております。その作成には、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額並びに開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて過去の実績や現状等を勘案し合理的に判断しておりますが、見積りによる不確実性があるため、実際の結果は、これらの見積りと異なる場合があります。当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は後記「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表」に記載しております。

## 経営成績の分析

### (売上高)

当連結会計年度における売上高は、3,823,773千円(前連結会計年度比52.6%増)となりました。その主な内訳は、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 経営成績の状況」に記載のとおりであります。

### (売上原価、販売費及び一般管理費、営業利益)

当連結会計年度における売上原価は、1,058,091千円(前連結会計年度比65.5%増)となりました。これは主に、事業規模拡大に伴う人員増加により講師の人件費が増加したことによるものであります。

当連結会計年度における販売費及び一般管理費は、2,405,764千円と(前連結会計年度比39.1%増)となりました。これは主に、事業規模拡大に伴う人員増加により人件費及び採用教育費が増加したことと、積極的なマーケティング活動による広告宣伝費が増加したことによるものであります

これらの結果、営業利益は359,917千円(前連結会計年度比161.8%増)となりました。

### (営業外収益、営業外費用、経常利益)

当連結会計年度における営業外収益は、18,472千円(前連結会計年度比76.9%減)となりました。これは主に、投資有価証券売却益が前事業年度比71,502千円減少したことによるものであります。営業外費用は、31,401千円(前連結会計年度比73.5%増)となりました。これは主に、持分法による投資損失21,246千円によるものであります。

これらの結果、経常利益は346,988千円(前連結会計年度比74.0%増)となりました。

### (特別利益、特別損失、法人税等、親会社株主に帰属する当期純利益)

当連結会計年度における特別損失は、22,704千円となりました。これは、当社の連結子会社である福島スポーツエンタテインメント株式会社が保有する固定資産について、将来の回収可能性を検討した結果、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づいて減損損失6,993千円を計上したこと及び当社の連結子会社である株式会社シキラボが株式会社MAGES.Labを連結子会社とした際に発生したのれんについて全額減損処理を行い、特別損失15,711千円を計上したことによるものであります。

また、法人税、住民税及び事業税(法人税等調整額含む)は178,406千円となりました。

これらの結果、親会社株主に帰属する当期純利益は224,911千円(前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失41,581千円)となりました。

#### キャッシュ・フローの分析

キャッシュ・フローの状況の分析につきましては、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

当社グループの資本の財源及び資金の流動性につきましては、次のとおりであります。

当社グループの運転資金需要のうち主なものは、講師人材等の人件費、広告宣伝費をはじめとする事業運営のための営業費用であります。投資を目的とした資金需要は、設備投資及びM & A投資等によるものであります。

当社グループは、必要な運転資金及び設備投資資金について、営業活動によるキャッシュ・フローを源泉とした自己資金を中心に、多額の設備投資資金が必要となった場合は、必要資金の性格に応じて金融機関からの借入及び資本市場からの資金調達などにより必要資金を確保する方針であります。

#### 経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、講師一人当たり売上高及び講師数を重要な指標として位置付けております。

講師一人当たり売上高については、講師数の増加を図りつつ、講師一人当たり売上高は400万円/月を維持することを客観的な指標として設定しております。

講師数については2023年2月期までに講師120名体制を構築することを目標として設定しております。当連結会計年度末の講師数は73名(前年比19名増)となっております。今後につきましても、講師数の増加に向けた積極的な採用活動及び講師の品質管理活動の徹底を行う事で講師120名体制を早期に構築し、組織コンサルティング事業のさらなる成長を実現する方針であります。

#### 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」をご参照ください。

#### (6) 経営者の問題意識と今後の方針について

当社グループが今後も持続的に成長していくためには、経営者は「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載の様々な課題等に対応していくことが必要であると認識しております。これらの課題等に対応するために、経営者は常に外部環境の構造や変化に関する情報の入手及び分析を行い、現在及び将来における事業環境を確認し、その間の課題を認識すると同時に最適な解決策を実施していく方針であります。

#### 4 【経営上の重要な契約等】

当社は、2022年4月14日開催の取締役会において、2022年6月1日を効力発生日として、当社の連結子会社である株式会社シキラボを吸収合併することを決議いたしました。

詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 重要な後発事象」に記載のとおりであります。

#### 5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は、32,580千円であります。

セグメント毎の状況は以下のとおりであります。

組織コンサルティング事業においては、増床に伴う設備工事及び什器備品の購入等により総額30,720千円の投資を実施いたしました。

スポーツエンタテインメント事業、受託開発事業、VCファンド事業及びハンズオン支援ファンド事業においては、重要性が乏しいため記載を省略しております。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

#### 2 【主要な設備の状況】

##### (1) 提出会社

当社における主要な設備は、次のとおりであります。

2022年2月28日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)			従業員数 (名)
		建物	工具、器具 及び備品	合計	
本社 (東京都品川区)	本社事務所	57,234	5,290	62,525	182(8)

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 従業員数は就業人員であり、従業員数欄の( )外書は、臨時従業員数(契約社員、パートタイマー、アルバイト)の年間平均人員であります。

4. 上記のほか、本社については建物を賃借しており、年間賃借料は74,296千円であります。

##### (2) 国内子会社

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

#### 3 【設備の新設、除却等の計画】

##### (1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

##### (2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	26,400,000
計	26,400,000

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2022年2月28日)	提出日現在 発行数(株) (2022年5月30日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	8,196,900	8,196,900	東京証券取引所 (グロース)	単元株式数 100株
計	8,196,900	8,196,900		

(注) 「提出日現在発行数」欄には、2022年5月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

## (2) 【新株予約権等の状況】

## 【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行された新株予約権は次のとおりであります。

## 第1回新株予約権

決議年月日	2017年2月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2
新株予約権の数(個)	22(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 132,000(注)1,4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	84(注)2,4
新株予約権の行使期間	2019年3月1日～2027年2月20日(注)3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 84 資本組入額 42(注)4
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けたものは、権利行使時において、当社又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を保有していることとする。ただし、当社又は当社関連会社の取締役又は監査役の任期満了による退任、当社又は当社関連会社の従業員の定年による退職、その他当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。 新株予約権者は、当社の新株予約権の目的たる株式が日本国内の証券取引所に上場し、かつ上場日以後6か月間を経過した場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。 新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権に取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

当事業年度の末日（2022年2月28日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2022年4月30日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下総称として「合併等」という)を行う場合及び株式の無償割当を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

2. 新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の転換又は行使の場合を除く。)、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 行使期間の最終日が会社の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

4. 2018年11月3日付で普通株式1株につき2,000株の株式分割を、2019年6月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。



第2回新株予約権

決議年月日	2018年12月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 14
新株予約権の数(個)	180(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 54,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	600(注)2、4
新株予約権の行使期間	2020年12月16日～2028年12月13日(注)3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 600(注)4 資本組入額 300(注)4
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当を受けたものは、権利行使時において、当社又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を保有していることとする。ただし、当社又は当社関連会社の取締役又は監査役の任期満了による退任、当社又は当社関連会社の従業員の定年による退職、その他当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。</p> <p>新株予約権者は、当社の新株予約権の目的たる株式が日本国内の証券取引所に上場し、かつ上場日以後6か月間を経過した場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。</p> <p>新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権に取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

当事業年度の末日（2022年2月28日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2022年4月30日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下総称として「合併等」という)を行う場合及び株式の無償割当を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

2. 新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の転換又は行使の場合を除く。)、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 行使期間の最終日が会社の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

4. 2019年6月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

## 第3回新株予約権

決議年月日	2020年7月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	受託者(注)5
新株予約権の数(個)	6,000(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 600,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,239(注)2
新株予約権の行使期間	2022年6月1日～2030年8月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,239 資本組入額 619.5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2022年2月28日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2022年4月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

(1) 本新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は、本新株予約権を行使することができず、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下、「受益者」または「本新株予約権者」という。）のみが本新株予約権を行使できることとする。

(2) 受益者は、次に掲げる各号の条件を満たした場合に、受託者より付与された本新株予約権のうち、当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として、本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算定される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

(a) 2022年2月期から2023年2月期までのいずれかの事業年度に係る当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書の売上高が、4,400百万円を超過し、かつ、同期間に係る当社の有価証券報告書の連結損益計算書に基づき算出されるEBITDAが、1,000百万円を超過した場合：行使可能割合 40%

(b) 2023年2月期及び2024年2月期の事業年度に係る当社の有価証券報告書の連結損益計算書に基づき算出されるEBITDAの累計額が、2,500百万円を超過した場合：行使可能割合 60%

(c) (a)及び(b)いずれの条件も満たした場合：行使可能割合 100%

上記における EBITDA は、当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結損益計算書上の営業利益に、当社連結キャッシュ・フロー計算書上の減価償却費（のれん償却費を含む）を加算した額とする。なお、EBITDA の額の判定においては、当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）における営業利益に、当社連結キャッシュ・フロー計算書上の減価償却費（のれん償却費を含む）を加算した額を参照するものとし、本新株予約権にかかわる株式報酬費用が発生した場合にはこれを除外して計算し、当該有価証券報告書が提出された時点からかかるEBITDA の額が適用される。なお、上記の売上高及びEBITDAの判定に際しては、当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、売上高及び営業利益の判定に際しては、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

(3) 受益者は、権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。但し、任期満了による退任、定年又は会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。

(4) 受益者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。

(5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(6) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる

5. 本新株予約権は、竹村淳を受託者とする信託に割り当てられ、信託期間満了日時点の当社役職員等のうち受益者として指定された者に交付されます。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

第4回新株予約権	第4四半期会計期間 (2021年12月1日から 2022年2月28日まで)	第7期 (2021年3月1日から 2022年2月28日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	1,483	6,507
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	148,300	650,700
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	1,834.23	1,819.34
当該期間の権利行使に係る資金調達額(千円)	272,017	1,183,848
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	-	6,507
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	-	650,700
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	-	1,819.34
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)	-	1,183,848

- (注) 1. 平均行使価額等は、円未満を四捨五入して表示しております。  
2. 2022年1月14日開催の取締役会において、残存する本新株予約権の全部を取得及び消却することを決議し、2022年1月31日に本新株予約権の取得及び消却を実施しました。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2017年7月4日(注)1	-	1,100	-	25,500	25,000	-
2018年11月3日(注)2	2,198,900	2,200,000	-	25,500	-	-
2019年2月21日(注)3	240,000	2,440,000	198,720	224,220	198,720	198,720
2019年3月27日(注)4	49,500	2,489,500	40,986	265,206	40,986	239,706
2019年6月1日(注)5	4,979,000	7,468,500	-	265,206	-	239,706
2019年3月1日～ 2020年2月29日 (注)6	6,000	7,474,500	252	265,458	252	239,958
2020年3月1日～ 2021年2月28日 (注)6	60,000	7,534,500	2,520	267,978	2,520	242,478
2021年3月1日～ 2022年2月28日 (注)6	11,700	7,546,200	3,510	271,488	3,510	245,988
2021年3月1日～ 2022年2月28日 (注)7	650,700	8,196,900	594,796	866,284	594,796	840,784

(注) 1. 会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金へ振り替えたものであります。

2. 株式分割(1:2,000)によるものであります。

3. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 1,800円

引受価額 1,656円

資本組入額 828円

払込金総額 397,440千円

4. 売出しに係るオーバーアロットメントの第三者割当増資

発行価格 1,800円

引受価額 1,656円

資本組入額 828円

払込金総額 81,972千円

5. 株式分割(1:3)によるものであります。

6. 新株予約権の行使によるものであります。

7. 行使価額修正条項付新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

2022年2月28日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	4	26	35	22	4	2,698	2,789	-
所有株式数(単元)	-	6,448	4,931	13,245	5,475	23	51,813	81,935	3,400
所有株式数の割合(%)	-	7.869	6.018	16.165	6.682	0.028	63.236	100.00	-

(注) 自己株式55,215株は「個人その他」に552単元、「単元未満株式の状況」に15株含まれております。



(6) 【大株主の状況】

2022年2月28日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所 有株式数の割合 (%)
安藤 広 大	東京都世田谷区	2,374,800	29.16
福 富 謙 二	神奈川県藤沢市	1,142,000	14.02
株式会社A R S	東京都世田谷区太子堂1丁目18-16	1,120,000	13.75
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	291,100	3.57
NOMURA PB NOMIN EES LIMITED OMN IBUS - MARGIN (CA SHPB) (常任代理人 野村証券株式 会社)	1 ANGEL LANE, LONDON, EC4R 3AB, UNITED KING DOM (東京都中央区日本橋1丁目13-1)	287,800	3.53
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京中央区晴海1丁目8-12	259,700	3.18
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目13番1号	208,300	2.55
楽天証券株式会社	東京都港区南青山2丁目6番21号	116,400	1.42
梶山 啓介	東京都品川区	84,311	1.03
株式会社日本カストディ銀行 (証券投資信託口)	東京中央区晴海1丁目8番12号	69,300	0.85
計		5,953,711	73.12

(注) 株式会社A R Sは、代表取締役社長安藤広大の資産管理会社であります。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2022年2月28日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 55,200	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 8,138,300	81,383	単元株式数 100株
単元未満株式	普通株式 3,400	-	-
発行済株式総数	8,196,900	-	-
総株主の議決権	-	81,383	-

【自己株式等】

2022年2月28日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社識学	東京都品川区大崎二丁目9 番3号大崎ウエストシティ ビル1階	55,200	-	55,200	0.67
計		55,200	-	55,200	0.67

(注) 上記のほか、単元未満株式15株を所有しております。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号及び第7号に該当する普通株式の取得

### (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
取締役会(2022年4月14日)での決議状況 (取得期間2022年4月15日)	150,400	199,881
当事業年度前における取得自己株式		
当事業年度における取得自己株式		
残存決議株式の総数及び価額の総額		
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)		
当期間における取得自己株式	150,400	199,881
提出日現在の未行使割合(%)		

(注) 上記の取得自己株式は、2022年4月14日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき決議した、東京証券取引所における自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による取得であります。

### (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	39	82
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式の処理状況及び保有状況には、2022年5月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株主の買取請求に基づく買い取りによる株式を含めておりません。

### (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(譲渡制限付株式報酬による自己株式の処分)	4,456	4,999	-	-
保有自己株式数	55,215	-	205,615	-

(注) 1. 2022年4月14日開催の取締役会の決議により、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として、東京証券取引所における自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による取得を行いました。そのため当期間の保有自己株式数につきましては、当該自己株式の取得数150,400株を加えて記載しております

2. 当期間における取得自己株式の処理状況及び保有状況には、2022年5月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株主の買取請求に基づく買い取りによる株式を含めておりません。

### 3 【配当政策】

当社は、企業価値を継続的に拡大し、株主に対する利益還元を行うことを重要な経営課題として認識しております。今後の配当政策につきましては、健全な財務体質の維持及び将来の事業拡大に備えるための内部留保のバランスを図りながら、各期の経営成績及び財政状態を勘案して、利益配当による株主に対する利益還元の実施を基本方針としております。内部留保資金につきましては、経営体質の強化と事業拡大を目的とした中長期的な事業原資として利用していく予定であります。

また、第7期事業年度の配当につきましては、今後の事業拡大に備えて内部留保の充実を図る観点から配当を実施しておりません。

剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、期末配当の決定機関は株主総会となっております。また、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を取締役会決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

#### 4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

##### (1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

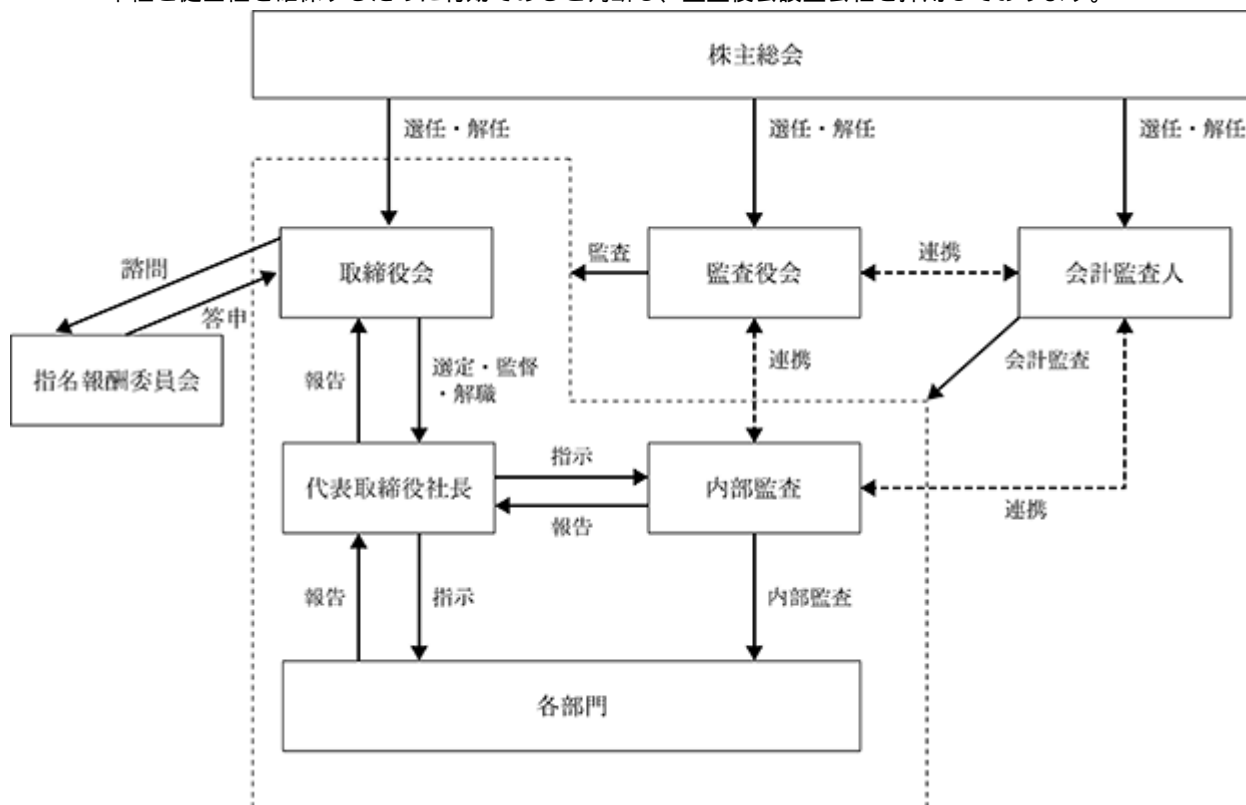
当社は、継続的な事業の成長を通じてステークホルダーをはじめ、広く社会に貢献することを経営目標としております。その実現のために、組織的に誠実かつ公正な企業活動を遂行することを基本方針として、取締役会及び監査役制度を基軸としたコーポレート・ガバナンスの体制を構築しております。また、経営陣のみならず全社員がコンプライアンスの徹底に努めております。これらの取組みにより、当社を取り巻く経営環境の変化に速やかに対処できる業務執行体制を確立し、ベンチャー企業としての俊敏さを維持しつつ、ステークホルダーに対しては透明性及び健全性の高い企業経営が実現できるものと考えております。

##### 企業統治の体制

##### イ．企業統治の体制の概要及びその体制を採用する理由

当社は、企業倫理とコンプライアンスの重要性を認識し、経営の透明性・公平性を高めるべくコーポレート・ガバナンス強化を企図した、以下の体制を構築しております。

当社においては、当社事業に精通した取締役を中心とする取締役会が経営の基本方針や重要な業務の執行を自ら決定し、強い法的権限を有する監査役が独立した立場から取締役の職務執行を監査する体制が、経営の効率性と健全性を確保するために有効であると判断し、監査役会設置会社を採用しております。



a. 取締役会

当社の取締役会は、取締役4名により構成されており、うち2名は社外取締役であります。取締役会は、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を行っております。毎月1回の定例取締役会のほか、迅速かつ確かな意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。また、監査役3名も出席しており、取締役の職務執行を監督しております。

構成員は次のとおりであります。

代表取締役社長	安藤 広大（議長）
取締役	梶山 啓介
取締役	細窪 政（社外取締役）
取締役	池田 良介（社外取締役）

b. 監査役会

当社は、監査役会制度を採用しており、監査役会は、常勤監査役1名と非常勤監査役2名の計3名(すべて社外監査役)で構成され、取締役の業務執行を監査・監視しております。監査役会は、毎月1回定期的に開催されますが、必要に応じて臨時に開催される場合もあります。監査に関する重要な事項及び監査の方法は、監査役会において協議決定しております。

常勤監査役は重要な会議に出席するほか、稟議書その他の業務執行に関する重要文書を閲覧するなど、監査の実効性確保に努めております。さらに代表取締役との面談、各部門への往査・ヒアリングを実施し、業務の監査が広く行われる体制を整えております。

非常勤監査役は、取締役会への出席のほか、常勤監査役との連携等を通じて監査を実施しております。

構成員は次のとおりであります。

常勤監査役	芝田 誠（議長）
監査役	小泉 勝巳（社外監査役）
監査役	松本 卓也（社外監査役）

c. 会計監査人

当社は、EY新日本有限責任監査法人との間で監査契約を締結し、適時適切な監査が実施されております。

d. 内部監査

当社の内部監査は、代表取締役社長が任命した内部監査責任者及び担当者が、「内部監査規程」に基づき、自己の属する部門を除く当社の全部門をカバーするよう内部監査を実施しております。また、内部監査と監査役会、会計監査人が監査を有効かつ効率的に進めるため適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

e. 指名報酬委員会

当社は、独立社外取締役が過半を占める指名報酬委員会を設置しております。指名報酬委員会は、取締役会からの諮問に応じて、取締役の指名及び報酬等に関する事項について審議を行い、取締役会に対して答申を行います。

ロ．内部統制システムの整備の状況

当社は、取締役会で次の「内部統制システムの基本方針」を決議し、株主の皆様をはじめ、取引先、地域社会、社員等の各ステークホルダーに対する企業価値の向上を経営上の基本方針とし、全役職員が法令・定款等を遵守することの徹底を図るとともに、内部統制システムの充実に努めております。

a. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 全ての取締役及び使用人が、法令及び定款の遵守、企業理念の遵守、社会倫理の遵守及び社会的責任を達成するため、「コンプライアンス規程」その他関連社内規程を整備のうえ、その周知徹底を図る。
- ・ 市民社会への秩序や安全に脅威を与えるような反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対策規程」に基づき、一切の関係を持たないこととし、不当な要求に対しては毅然とした対応を行う。
- ・ 取締役会は、法令等に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、「取締役会規程」に基づき業務執行の決定と取締役の職務の監督を行う。
- ・ 監査役は、内部監査担当者、会計監査人と連携しつつ、法令等が定める権限を行使し、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に基づき取締役の職務の執行を監査する。また、必要に応じて取締役会で意見を述べる。
- ・ 内部監査担当者は、監査役、会計監査人と連携しつつ、「内部監査規程」に基づきコンプライアンスの状況等について内部監査を行い、その結果を代表取締役社長に報告する。
- ・ 企業倫理相談及び内部通報のための窓口を設置し、法令、定款、社内規程等に対する違反事実やその恐れがある行為等を早期に発見し是正するための仕組みとして、「内部通報者制度規程」を備え、これを周知し、運営する。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、「文書管理規程」に基づき適切・確実に、定められた期間、保存、管理することとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
- ・ 「情報システム管理規程」及び「個人情報保護規程」を定め情報資産の保護、管理を行う。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ 取締役会は、リスク管理体制を構築する責任と権限を有し、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。
- ・ 「リスク管理規程」を定め、発生し得るリスクの発生防止に係る管理体制の整備、発生したリスクへの対応策等を行う。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 取締役会は「定款」及び「取締役会規程」に基づき、毎月定時開催し、又は必要に応じて随時開催する。
- ・ 取締役会で決議すべき事項及び承認すべき事項は「取締役会規程」に定め、効率的な運営を図る。
- ・ 取締役は緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、機動的かつ迅速な業務を執行する。
- ・ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」及び「稟議規程」を制定する。

- e. 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制  
当社の事前承認を必要とする事項や当社への報告を必要とする事項を「関係会社管理規程」に定め、子会社から当社へ適時適切に報告等が行われる体制を整備する。
  - ・子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
子会社の経済的損失をもたらす可能性、事業の継続を中断若しくは停止させる可能性、又は子会社の信用を毀損し、ブランドイメージを失墜させる可能性のあるリスクの排除又は軽減に努めるよう指導する。また、不測の事態が発生した場合、子会社での迅速な対応を支援するため、子会社から当社への報告体制を構築する。
  - ・子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
子会社の経営計画の進捗状況について、定期的に報告を求め、当社から経営計画の達成のための指導を行う
  - ・子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令又は定款に適合することを確保するための体制  
当社グループの共有行動基準として『識学』を子会社に周知する。また、子会社で生じた内部通報について、その内容及び状況が適切に報告される体制を構築する。
- f. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、適宜、専任又は兼任による使用人を置くこととする。
- g. 前条の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、監査役の指揮・命令に服し、人事異動、処遇については、監査役と取締役が協議する。
- h. 監査役職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・当社は、監査役職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の役員及び使用人に周知徹底する。
- i. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他監査役への報告に関する体制
- ・取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令又は定款違反行為を認知した場合その他、取締役会に付議する重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、重要な月次報告、その他必要な重要事項を、法令・定款及び社内規程に基づき監査役に報告する。
  - ・監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及びその他重要会議に出席すると共に、業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができることとする。
- j. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・監査役への報告を行った当社の役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の役員及び従業員に周知徹底する。
- k. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。



#### Ⅰ. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査役が適正な監査の実現を図ることを可能とするため、代表取締役は監査役との定期的な意見交換の場を設けると共に、内部監査担当者は監査役と情報を共有し、連携を保つよう努める。
- ・ 監査役は、会計監査人と、会計監査人が把握した内部統制システムの状況、リスクの評価及び監査重点項目等について、情報・意見交換等の緊密な連携を図り、効率的な監査を実施することとする。

#### Ⅷ. リスク管理体制の整備の状況

当社は、不測の事態に迅速に対応するため、リスク管理に係る規程等を整備すると共に、リスク管理責任者及びリスク管理担当部署を設置しております。また、当社のリスク管理に関する重要事項については、取締役会にて決議・報告を受けております。

#### 取締役の定数

当社の取締役の定数は7名以内とする旨定款に定めております。

#### 取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

また、当社は、取締役の解任決議について、会社法の規定通り、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うこととしております。

#### 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

#### 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年8月末日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

#### 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、機動的な資本政策を可能とすることを目的とするものであります。

#### 役員の実任免除及び責任限定契約の内容の概要

当社は、職務遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役(取締役であった者を含む)及び監査役(監査役であった者を含む)の会社法第423条第1項の責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。また、当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)及び監査役との間で、会社法第423条第1項に定める責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役(業務執行取締役等である者を除く。)及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない場合に限られます。当社は、社外取締役及び監査役との間で当該責任限定契約を締結しております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性7名 女性0名(役員のうち女性の比率0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	安藤 広大	1979年11月5日	2002年4月 2006年4月 2010年6月 2012年6月 2013年1月 2013年1月 2015年3月 2017年11月	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ (現株式会社NTTドコモ)入社 ジェイコム株式会社(現ライク株式 会社)入社 ジェイコム株式会社(現ライクス タフニング株式会社)取締役東京 本社営業副本部長 同社営業副本部長兼東京本社営業部 長兼事業開発部長 株式会社WEIC入社、執行役員社長室 室長 合同会社KDI設立、代表社員(現任) 当社設立、代表取締役社長(現任) 株式会社ARS設立、代表取締役(現 任)	(注)3	3,494,800 (注)5
取締役 副社長 上級執行役員 最高執行責任者	梶山 啓介	1981年8月10日	2005年4月 2007年1月 2015年3月 2017年9月 2018年9月 2019年3月 2022年5月	シティバンク銀行株式会社入行 株式会社エッジコネクション設立、 取締役副社長 当社取締役営業部長 当社取締役営業本部長兼東京営業部 長 当社 取締役営業本部長 当社 取締役副社長兼営業本部長 当社 取締役副社長兼上級執行役員 最高執行責任者(現任)	(注)3	84,311

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
社外取締役	細窪 政	1961年2月3日	1983年4月	日本信託銀行株式会社(現三菱UFJ信託銀行株式会社)入行	(注)3	
			1989年7月	日本アセアン投資株式会社(現日本アジア投資株式会社)入社		
			2005年4月	同社執行役員		
			2007年6月	同社取締役		
			2009年7月	日亜投資諮詢(上海)有限公司(JAPAN ASIA INVESTMENT (CHINA) CO., LTD.) 董事長		
			2012年6月	日本アジア投資株式会社代表取締役社長		
			2017年7月	グレートアジアキャピタル&コンサルティング合同会社設立、代表社員(現任)		
			2017年10月	当社 取締役(現任)		
			2017年11月	株式会社サイサン社外取締役(現任)		
			2018年2月	株式会社Kips取締役		
			2018年12月	株式会社エム・ティー・スリー 社外監査役(現任)		
			2019年6月	株式会社ワコム 社外取締役(監査等委員)(現任)		
			2020年3月	ローランド ディー.ジー.株式会社 社外取締役(現任)		
			2020年7月	一般社団法人日本リスクコミュニケーション協会理事(現任)		
2020年9月	株式会社ANSeeN 社外取締役(現任)					

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
社外取締役	池田 良介	1968年12月 5日	1992年 4月 孝岡会計事務所入所 1995年 9月 株式会社エイブル入社 1997年10月 株式会社ビッグエイド入社 2000年 2月 株式会社セントメディア代表取締役 株式会社ウィルホールディングス (現 株式会社ウィルグループ) 代 表取締役社長 2006年 4月 株式会社セントメディアフィールド エージェント(現 株式会社ウィル オブ・ファクトリー) 代表取締役 2009年 4月 2011年 6月 同社 取締役(現任) 2011年 9月 株式会社池田企画事務所 代表取締 役(現任) 2014年 2月 WILL GROUP Asia Pacific Pte. Ltd. Director(現任) 2014年 8月 Scientec Consulting Pte.Ltd.Director 2016年 2月 Orienta Aviation International Pte.Ltd. Director 株式会社ウィルグループ 代表取締 役会長(現任) 2016年 6月 株式会社セントメディア(現 株式 会社ウィルオブ・ワーク) 取締役 (現任) 2017年 1月 Ethos Corporation Pty Ltd Director 2018年 1月 DFP RecruitmentHoldings Pty Ltd Director 2019年 8月 当社 取締役(現任) 2020年 1月 株式会社グラフィコ 社外取締役 (現任) 2021年 3月 株式会社揚羽 社外取締役(現任)	(注) 3	

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	芝田 誠	1951年11月28日	1974年 4月 2003年 4月 2005年 4月 2007年 4月 2011年 4月 2016年 4月 2018年 8月	日本鋼管株式会社入社 JFEスチール㈱入社 常務執行役員 同社 専務執行役員 同社 監査役 リバー スチール㈱入社 代表取締役社長 同社 相談役 当社 監査役(現任)	(注) 4	
監査役	小泉 勝巳	1977年12月14日	2000年 4月 2006年12月 2010年12月 2012年11月 2015年12月 2017年 3月 2017年 3月 2019年 1月 2020年 5月 2020年12月	農中情報システム株式会社入社 あずさ監査法人(現有限責任あずさ監査法人)入所 菅井会計事務所入所 日本原燃株式会社入社 株式会社フコク入社 当社 監査役(現任) 小泉総合会計事務所代表(現小泉公認会計士事務所)(現任) 合同会社PLERIZE設立、代表社員(現株式会社プレライズ)(現任) 福島スポーツエンタテインメント株式会社 監査役(現任) 株式会社シキラボ 監査役(現任)	(注) 4	
監査役	松本 卓也	1979年 3月 4日	2006年10月 2006年10月 2015年 8月 2016年 1月 2016年11月 2018年 3月 2020年 6月 2021年 9月 2022年 2月 2022年 5月	弁護士登録 阿部・井窪・片山法律事務所入所 同事務所 パートナー(現任) 株式会社ジー・スリーホールディングス 社外監査役 同社 社外取締役 株式会社ウィズソフト(現 株式会社カイトテクノロジー)社外監査役 八千代工業株式会社 社外監査役(現任) 株式会社カイトテクノロジー 社外取締役(監査等委員)(現任) 弁護士法人阿部・井窪・片山法律事務所社員 福岡オフィス所長(現任) 当社 監査役(現任)	(注) 4	
計						3,579,111

- (注) 1. 取締役細窪政、池田良介は、社外取締役であります。
2. 監査役芝田誠、小泉勝巳、松本卓也は、社外監査役であります。
3. 2022年5月27日開催の定時株主総会の終結のときから、1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに係る定時株主総会の終結のときまでであります。
4. 2022年5月27日開催の定時株主総会の終結のときから、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに係る定時株主総会の終結のときまでであります。
5. 代表取締役社長安藤広大の所有株式数には、同氏の資産管理会社である株式会社ARSが保有する株式数も含まれております。
6. 当社は、法令に定める監査等委員である監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠の監査役1名を選任しております。補欠の監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴		所有株式数 (株)
永 田 幸 洋	1978年1月29日	2006年10月	弁護士登録	
		2006年10月	TMI総合法律事務所入所	
		2012年5月	ジョージタウン大学ロースクール卒業(LL.M.)	
		2013年7月	TMI総合法律事務所 復帰	
		2014年2月	カリフォルニア州弁護士登録	
		2019年1月	TMI総合法律事務所 パートナー	
		2022年2月	弁護士法人伏見総合法律事務所東京事務所 パートナー（現任）	

7. 当社は、経営上の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、意思決定の迅速化と業務執行体制の強化を図ることを目的として、執行役員制度を導入しております。執行役員の役職名及び氏名は次のとおりであります。

役職名	氏名
上級執行役員 最高執行責任者	梶山 啓介
上級執行役員 事業推進本部長	池浦 良祐
上級執行役員 経営推進部長	佐々木 大祐

#### 社外役員の状況

当社は、コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立的な経営監視機能が重要であると考えているため、社外取締役2名、社外監査役3名を選任しております。

社外取締役は、原則として毎月1回開催される取締役会に出席し、経営の状況等をモニタリングするとともに、事業判断上、必要とされる助言や意見交換を行います。

社外監査役は、原則として毎月1回開催される取締役会に出席し、取締役会の業務執行の状況を監査するほか、内部監査の状況、会計監査人による監査の状況を把握するとともに、内部統制システムの整備・運用状況を監査し、必要に応じてそれぞれと連携をとり、業務の適正化を図っております。

社外取締役細窪政は、ベンチャーキャピタリストとしての豊富な経験と幅広い見識を有しており、客観的、中立的な立場から当社の業務執行の監督を行うとともに、当社の成長に寄与するような各種提言、指導をいただけるものと判断したため選任しております。なお、同氏と当社の間にはその他の人的関係、資本関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外取締役池田良介は、多くの会社役員の経験を有しており、幅広い知見から当社経営に対して有用な助言・提案等がいただけるものと判断したため選任しております。なお、同氏と当社の間にはその他の人的関係、資本関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役芝田誠は、これまで、当社以外での取締役や監査役としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、客観的、中立的な立場から監査を行えると判断したため選任しております。なお、同氏と当社の間にはその他の人的関係、資本関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役小泉勝巳は、公認会計士として高度な知識、知見を有しており、客観的、中立的な立場から監査を行えると判断したため選任しております。なお、同氏と当社の間にはその他の人的関係、資本関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役松本卓也は、弁護士として高度な知識、知見を有しており、客観的、中立的な立場から監査を行えると判断したため選任しております。なお、同氏と当社の間にはその他の人的関係、資本関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

当社は、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、東京証券取引所における独立役員に関する判断基準を参考のうえ、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役及び社外監査役を選任しております。

#### 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会においてコンプライアンスの状況及び内部監査結果を含む内部統制システムの整備・運用状況について定期的に報告を受けるとともに、専門的見地から質問・提言をすることにより、経営の監督機能を発揮しています。

また、社外監査役は、取締役会に出席し、コンプライアンスの状況及び内部監査結果を含む内部統制システムの整備・運用状況について定期的に把握するとともに、代表取締役や内部監査担当、会計監査人等からの報告や意見交換を通じ、連携して監査の実効性を高めています。さらに、監査役と社外取締役は当社のガバナンス向上のため定期的に情報交換、意見交換を行っています。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

( ) 監査役監査の組織、人員、手続について

イ．当社は監査役会設置会社で常勤監査役1名（社外監査役）、非常勤監査役2名（社外監査役）の3名で構成されております。

ロ．監査役監査の手続き、役割分担については期初に策定する監査役監査計画の方針、重点監査事項に基づき、常勤監査役の芝田誠は各種重要会議への出席、重要書類の閲覧、支店・子会社への実地調査、期末決算監査等を担っており、非常勤監査役の小泉勝巳、高木楓子は取締役会等の限定的な重要会議への出席と分担しております。

ハ．各監査役の経験及び能力

氏名	経験及び能力
常勤監査役（社外） 芝田 誠	当社以外での取締役や監査役としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、客観的、中立的な立場から監査を行えます。
非常勤監査役（社外） 小泉 勝巳	公認会計士として高度な知識、知見を有しており、客観的、中立的な立場から監査を行えます。
非常勤監査役（社外） 高木 楓子	弁護士として高度な知識、知見を有しており、客観的、中立的な立場から監査を行えます。

( ) 監査役及び監査役会の活動状況

(監査役会の開催頻度・個々の監査役の出席状況)

当社は定例監査役会を毎月1回開催しており、今年度は臨時監査役会を5回開催しています。

個々の監査役の出席状況については以下の通りであります。

氏名	開催回数	出席回数	出席率（％）
芝田 誠	17回	17回	100%
小泉 勝巳	17回	16回	94%
高木 楓子	17回	17回	100%

監査役会の平均所要時間は43分程度で付議案件件数は66件であります。

(監査役会の決議、報告、審議・協議状況)

・決議事項13件：第6期監査報告書、第7期監査役監査計画、監査役職務分担、新株予約権発行に関する監査役意見、会計監査人の報酬改定の同意、監査役会規程の改訂等

・報告事項14件：前月の決裁状況の監査報告、監査報告書作成にあたっての参考資料、定時株主総会資料の監査結果等

・審議・協議事項39件：監査計画の事前審議、監査報告書作成の事前審議、会計監査人の評価、報酬同意の審議、監査役会規程改定に関する事前審議、監査役監査基準改定に関する事前審議、新株予約権発行に関する監査役意見の審議、取締役会議議案についての事前審議、改正会社法に関する協議、KAMに関する協議、改正CGコードに関する協議、代表取締役との面談内容の事前協議、社外取締役とのミーティング内容事前協議、指名報酬委員会設置に関する監査役間協議、コンプライアンス関連事項の協議等



(監査役の主な活動)

・取締役会への出席

取締役会に出席し議事運営、決議内容を監査し必要により意見表明を行っています。21回開催された取締役会へは常勤、非常勤監査役とも全て出席しています。

この他書面決議が3回ありましたが、監査役は議案を書面決議する事についての異議は申し立てていません。

必要に応じて行われる取締役、執行役員からの議題事前説明には社外取締役とともに全監査役が出席し内容の事前把握と疑問点などの確認を行い、必要に応じて意見表明を行っています。

・指名報酬委員会への出席

常勤監査役は本年度に設置された指名報酬委員会にオブザーバーとして出席し審議状況を把握するとともに、必要により意見表明を行っています。

・コンプライアンス委員会への出席

常勤監査役は四半期に一度のコンプライアンス委員会に出席しコンプライアンス確保の社内活動を監査し、必要により意見表明を行っています。

・「全体合同」への出席

常勤監査役は四半期に一度開催される全常勤取締役・社員が出席し活動状況と今後の方針を確認する「全体合同」会議に参加し社内の業務執行と健全な企業風土が醸成されているかをモニターしています。

・監査役全員による代表取締役とのミーティング

監査役全員による代表取締役とのミーティングを四半期毎に開催し、監査活動に基づく、報告提言を行い社長からは経営方針を確認しています。

・社外取締役との連携

監査役全員と社外監査役全員で四半期に一度の情報交換会を実施しガバナンス強化等の意見交換を行っています。

・三様監査に関する連携

会計監査人とは全監査役が出席する四半期に一度の定例報告会を行うとともに監査に関する情報交換を行っています。今年度は会計監査人が監査を行う際に特に重要と考えた事項を記載する監査報告書の項目と記載について意見交換を複数回行いました。また新規会計監査人の選定のため、複数の会計監査人候補監査人と面談し当社の基準に則り選定を検討しました。また、常勤監査役は社内内部監査部門と監査計画、進捗状況についての確認と情報交換を適宜行っています。

・常勤監査役は社内部門と活動状況のヒアリングによる監査を行うとともに、支社、子会社への往査、実地調査委を行っています。その他必要に応じ取締役・執行役員・及び各部門担当者から報告を受け意見交換しています。

・常勤監査役は毎月社内決済書類を閲覧監査し監査役会に報告すると共に、定款、議事録等の備置状況を定期的に確認しています。

(監査役会の主な検討事項)

今年度の監査役会の主な検討事項は監査計画に基づき行っており下記の通りです。

- ・企業の健全性確保状況の確認
- ・内部統制体制の整備・運用状況の確認
- ・リスク対応状況の確認
- ・経営課題対応状況の確認

#### イ．重点監査項目など

- ・ガバナンスの確保状況  
改正CGコードに対する当社の現状と課題を整理し取締役へ今後の方向を提言しました。  
また取締役会の実効性評価に関して外部取締役とも連携して作成した質問票の回答結果について、結果と課題、今後の取り組むべき方向について取締役と意見交換しました。
- ・コンプライアンス体制の整備・運用状況  
労働時間管理、ハラスメント防止状況、内部通報制度運用状況をモニターし必要に応じ聴取しています。
- ・従業員の安心、安全確保状況：新型コロナウイルス対応状況をモニターし必要な提言を行っています。
- ・内部統制体制の整備運用状況  
財務報告に係る内部統制体制の整備、運用状況の聴取を行っています。  
企業集団としての内部統制体制が適正に確保できているか、子会社への往査、担当役員からの報告聴取などを行い継続的監査を行っています。
- ・取締役の法令遵守状況の監査  
当事業年度は取締役業務執行確認書を取締役からの提出を求め、取締役の法令・定款違反が無い事を確認しています。
- ・リスク管理について取締役会での報告審議状況とリスク管理の体制、運用状況をモニターしています。
- ・経営課題に関しては、取締役会での審議状況の確認、取締役との意見交換を通じ会社の取組状況を確認するとともに、監査役としての提言を適宜行っています。

#### 内部監査の状況

内部監査については、当社は会社の規模が比較的小規模であることから、独立した内部監査部門は設けておりませんが、代表取締役社長が任命した内部監査責任者及び担当者により、当社が定める内部監査規程に基づき、内部監査を実施しております。内部監査責任者は内部監査計画を作成し、代表取締役社長の承認を得た上で、全部門を対象に内部監査を実施し、業務活動が法令及び社内規程に準拠し、合理的に運営されているかについて代表取締役社長に対して監査結果を報告しております。代表取締役社長は監査結果の報告に基づき、被監査部門に対して改善を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。なお、内部監査が自己監査とならないよう、内部監査責任者及び担当者が所属する部門については、代表取締役社長が別部門から内部監査担当者を別途任命し、内部監査を実施しております。

なお、内部監査担当者は監査役、会計監査人ともそれぞれ独立した監査を実施しつつも、随時情報交換を行なうなど、相互連携による効率性の向上を目指しております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

b. 継続監査期間

6年間

c. 業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 佐藤武男  
指定有限責任社員 業務執行社員 本間愛雄

d. 会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士	5名
その他	9名

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は、会社法に基づく会計監査人及び金融商品取引法に基づく会計監査にEY新日本有限責任監査法人を起用しております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間には、特別の利害関係はなく、相互の意見交換・情報交換等の連携を通じて監査の実効性と効率性を確保するよう努めており、当社の事業活動に対する理解に基づき監査する体制を有していることから適任と判断しております。

なお、監査役会は、会社法第340条1項各号に定める項目に該当すると判断した時は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その他必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

f. 監査役会による監査法人の評価

監査役会は当社の監査役監査基準を補完する規程として「会計監査人の評価及び選定基準、及び解任又は不再任の決定の方針に関する規程」を定めております。

監査役会は上記規程に基づき、会計監査人が独立の立場を保持しかつ適正な監査を実施しているかを下記項目について監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め評価いたしました。また会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備・運用している旨の通知を受け必要に応じて説明を求めました。

この結果当社の会計監査人による会計監査は有効に機能し適切に行われておりその体制についても整備・運用が行われていると判断しました。

なお、会計監査人の選定・評価に関する検討項目は以下の通りであります。

イ. 監査品質並びに品質管理

- ・監査業務の実施体制・品質管理システムの監視体制
- ・品質管理の責任体制
- ・品質管理の評価に対する体制

ロ. 独立性および職業倫理

ハ. 総合的能力（職業的専門家としての専門性）

ニ. 監査実施の有効性及び効率性

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区 分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)
提出会社	29,000	-	31,500	-
連結子会社	1,300	-	2,600	-
計	30,300	-	34,100	-

b. その他重要な報酬の内容

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

c. 監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、当社の事業規模や特性に照らして監査計画、監査内容、監査日数等を勘案し、監査法人との協議を経て、監査役会の同意のうえ、監査報酬を決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人及び社内関係部門から必要な資料を入手し、また報告を聴取して、会計監査人の監査計画の内容、前期の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認しました。その上で監査役会において検討した結果、適正な監査を実施するために妥当な水準であると判断し、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

#### (4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する内容及び決定方法

1．当社は、2022年2月11日開催の取締役会決議によって決定方針を定めております。

##### (a)基本方針

業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、株式報酬等の非金銭報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、経営に対する独立性を重視し、基本報酬のみを支払うこととする。

##### (b)基本報酬等（業績に連動しない金銭報酬）の額又はその算定方法の決定方針

各取締役の職責、貢献度、及び執行状況並びに会社の業績や経済状況等を勘案し決定するものとする。

##### (c)非金銭報酬等がある場合には、その内容及び非金銭報酬等の額もしくは数又はその算定方法の決定方針

当社の業務執行取締役に企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として譲渡制限付株式及びストック・オプションを付与するものとします。

譲渡制限付株式報酬は、一定期間の継続勤務を条件に、譲渡制限付株式を事前交付するインセンティブ制度です。譲渡制限付株式報酬の数の算定方法の決定に関する方針として、付与数は役員に応じて決定するものとする。報酬を与える時期、条件の決定に関する方針は今後の企業価値及び業績拡大を実現するにあたって、取締役会の審議の結果、必要と判断した際に支給するものとする。

ストック・オプションは、新株予約権の数の算定方法の決定に関する方針として、付与数は役員に応じて決定するものとする。報酬を与える時期、条件の決定に関する方針は今後の企業価値及び業績拡大を実現するにあたって、取締役会の審議の結果、必要と判断した際に支給するものとする。

#### 2．取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2018年11月2日開催の臨時株主総会において年額200百万円以内と決議されておりす（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役員数は4名です。

また、当該金銭報酬とは別枠で、2020年5月27日開催の第5期定時株主総会において、株式報酬の額を年額80百万円以内、株式数の上限を年100,000株以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役員数は5名です。

監査役の金銭報酬の額は、2018年11月2日開催の臨時株主総会において年額40百万円以内と決議しておりす。当該定時株主総会終結時点の監査役員数は4名です。

#### 3．取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役個人別の報酬額については、取締役会の諮問機関として設置する指名報酬委員会が審議・決定した各取締役の報酬額案を取締役に提示し、審議を経て取締役会決議により決定されるものとしております。

なお、当社取締役会は取締役個人別の報酬案が役員報酬に関する社内基準に基づいていることを確認していることから、その内容が決定方針に沿ったものであると判断しております。

#### 4．監査役の報酬の内容の決定に関する方針等

当社の監査役に対する報酬等については、固定報酬である「基本報酬」のみとし、各監査役の基本報酬の額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、各監査役の職務の内容や責任の程度等を総合的に勘案し、監査役の協議により決定しております。

本書提出日現在において、これらの限度額に基づく報酬等の支給対象となる役員は、取締役4名、監査役3名であります。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	譲渡制限付 株式	
取締役 (社外取締役を除く。)	92,188	79,243	-	-	12,944	4
監査役 (社外監査役を除く。)	-	-	-	-	-	-
社外取締役	6,954	6,954	-	-	-	2
社外監査役	10,239	10,239	-	-	-	3

役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、株式価値の変動又は株式に係る配当によって利益獲得を目的とする株式を純投資目的である投資株式とし、取引関係の強化、情報収集を目的とする株式を純投資目的以外の目的である投資株式と区分としております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a . 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、取引関係の強化、情報の収集を目的として株式を保有しております。取得又は売却する場合は、取締役会規程に基づき決議し、保有の妥当性に関する検証も取締役会にて検討しております。

b . 銘柄数及び貸借対照表計上額

該当事項はありません。

c . 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である株式投資

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額(百万円)
株式会社Surpass	3,318株	113

## 第5 【経理の状況】

### 1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2021年3月1日から2022年2月28日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2021年3月1日から2022年2月28日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

### 3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、専門的な情報を有する団体等が主催する研修・セミナーへの参加や会計専門誌の定期購読等を行っております。



## 1 【連結財務諸表等】

## (1) 【連結財務諸表】

## 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年2月28日)	当連結会計年度 (2022年2月28日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,243,050	2,625,498
売掛金	288,919	306,926
営業投資有価証券	-	118,400
商品	18,933	17,565
貯蔵品	1,514	1,493
その他	121,847	181,993
貸倒引当金	6,671	5,719
流動資産合計	1,667,594	3,246,158
固定資産		
有形固定資産		
建物	76,437	104,340
減価償却累計額	7,621	15,571
建物（純額）	68,816	88,769
工具、器具及び備品	21,027	24,288
減価償却累計額	8,935	15,021
工具、器具及び備品（純額）	12,091	9,267
有形固定資産合計	80,908	98,036
無形固定資産		
のれん	153,422	92,229
その他	40,678	128,136
無形固定資産合計	194,100	220,366
投資その他の資産		
投資有価証券	236,737	270,487
繰延税金資産	84,517	85,493
その他	128,693	169,171
貸倒引当金	150	200
投資その他の資産合計	449,798	524,951
固定資産合計	724,807	843,355
資産合計	2,392,402	4,089,513

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年2月28日)	当連結会計年度 (2022年2月28日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	24,149	19,677
短期借入金	100,000	-
1年内返済予定の長期借入金	145,186	146,484
未払金	127,330	156,969
未払費用	130,139	179,468
未払法人税等	47,775	161,410
賞与引当金	3,312	3,910
前受金	189,152	252,364
その他	101,729	191,843
流動負債合計	868,775	1,112,126
固定負債		
長期借入金	384,834	238,350
繰延税金負債	-	7,082
固定負債合計	384,834	245,432
負債合計	1,253,609	1,357,559
純資産の部		
株主資本		
資本金	267,978	866,284
資本剰余金	336,922	936,859
利益剰余金	337,498	591,311
自己株式	45,041	41,754
株主資本合計	897,356	2,352,700
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	-	11,075
その他の包括利益累計額合計	-	11,075
新株予約権	600	600
非支配株主持分	240,836	367,577
純資産合計	1,138,792	2,731,954
負債純資産合計	2,392,402	4,089,513

## 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年 3月 1日 至 2021年 2月 28日)	当連結会計年度 (自 2021年 3月 1日 至 2022年 2月 28日)
売上高	2,506,000	3,823,773
売上原価	639,356	1,058,091
売上総利益	1,866,644	2,765,682
販売費及び一般管理費	1 1,729,172	1 2,405,764
営業利益	137,471	359,917
営業外収益		
投資事業組合運用益	-	6,406
受取利息	9	17
受取配当金	0	-
投資有価証券売却益	71,502	-
受取手数料	-	721
助成金収入	7,307	7,993
その他	1,181	3,334
営業外収益合計	80,001	18,472
営業外費用		
支払利息	3,590	4,595
持分法による投資損失	12,726	21,246
投資事業組合運用損	1,297	-
株式交付費	128	4,420
その他	358	1,139
営業外費用合計	18,101	31,401
経常利益	199,371	346,988
特別利益		
投資有価証券売却益	-	217,321
関係会社株式売却益	-	8,921
特別利益合計	-	226,242
特別損失		
減損損失	2 109,058	2 22,704
特別損失合計	109,058	22,704
税金等調整前当期純利益	90,312	550,526
法人税、住民税及び事業税	78,392	183,231
法人税等調整額	11,331	4,825
法人税等合計	89,723	178,406
当期純利益	589	372,120
非支配株主に帰属する当期純利益	42,170	147,208
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に 帰属する当期純損失( )	41,581	224,911

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)	当連結会計年度 (自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)
当期純利益	589	372,120
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	-	24,769
その他の包括利益合計	-	1 24,769
包括利益	589	396,890
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	41,581	235,987
非支配株主に係る包括利益	42,170	160,902

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)

(単位：千円)

	株主資本					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計			
当期首残高	265,458	310,058	379,079	203	954,391	-	33,965	988,356
当期変動額								
新株の発行(新株予約権の行使)	2,520	2,520			5,040			5,040
親会社株主に帰属する当期純損失( )			41,581		41,581			41,581
自己株式の取得				75,442	75,442			75,442
自己株式の処分		19,394		30,604	49,999			49,999
新株予約権の発行					-	600		600
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		4,949			4,949			4,949
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							206,870	206,870
当期変動額合計	2,520	26,864	41,581	44,837	57,034	600	206,870	150,436
当期末残高	267,978	336,922	337,498	45,041	897,356	600	240,836	1,138,792

当連結会計年度(自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)

(単位：千円)

	株主資本					その他の包括利益累計額	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金			
当期首残高	267,978	336,922	337,498	45,041	897,356	-	600	240,836	1,138,792
当期変動額									
新株の発行(新株予約権の行使)	598,306	598,306			1,196,613		5,745		1,190,868
親会社株主に帰属する当期純利益			224,911		224,911				224,911
自己株式の取得				82	82				82
自己株式の処分		1,629		3,369	4,999				4,999
新株予約権の発行					-		7,770		7,770
新株予約権の取得及び消却					-		2,024		2,024
持分法の適用範囲の変動			28,901		28,901				28,901
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						11,075		126,741	137,817
当期変動額合計	598,306	599,936	253,813	3,287	1,455,344	11,075	-	126,741	1,593,161
当期末残高	866,284	936,859	591,311	41,754	2,352,700	11,075	600	367,577	2,731,954

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)	当連結会計年度 (自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	90,312	550,526
減損損失	109,058	22,704
減価償却費	15,451	22,399
のれん償却額	43,235	45,480
株式交付費	30	4,420
貸倒引当金の増減額(は減少)	608	901
受取利息及び受取配当金	10	6
投資有価証券売却損益(は益)	71,502	217,321
助成金収入	7,307	7,993
支払利息	3,590	4,595
持分法による投資損益(は益)	12,726	21,246
投資事業組合運用損益(は益)	1,297	6,406
売上債権の増減額(は増加)	173,402	18,006
前受金の増減額(は減少)	91,797	63,211
その他	148,650	56,198
小計	263,319	540,148
利息及び配当金の受取額	10	6
助成金の受取額	5,798	7,993
利息の支払額	3,590	4,595
法人税等の支払額	84,313	73,990
営業活動によるキャッシュ・フロー	181,224	469,562
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	24,065	38,157
無形固定資産の取得による支出	19,444	95,821
投資有価証券の取得による支出	272,812	174,193
投資有価証券の売却による収入	101,382	286,588
敷金及び保証金の差入による支出	10,014	38,299
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	2 69,457	-
その他	3,134	9,993
投資活動によるキャッシュ・フロー	297,546	69,877
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額(は減少)	50,000	100,000
長期借入れによる収入	310,000	-
長期借入金の返済による支出	124,984	145,186
新株予約権の行使による株式の発行による収入	5,010	1,186,447
自己株式の取得による支出	75,442	82
新株予約権の発行による収入	600	7,770
新株予約権の取得による支出	-	2,024
非支配株主からの払込みによる収入	150,300	333,700
非支配株主への分配金の支払額	-	297,861
財務活動によるキャッシュ・フロー	315,483	982,763
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	199,161	1,382,448
現金及び現金同等物の期首残高	1,005,655	1,243,050
株式交換に伴う現金及び現金同等物の増加額	3 38,233	-
現金及び現金同等物の期末残高	1 1,243,050	1 2,625,498

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

4社

主要な連結子会社の名称

株式会社シキラボ

識学1号投資事業有限責任組合

福島スポーツエンタテインメント株式会社

識学2号投資事業有限責任組合

(2) 連結範囲の変更

当連結会計年度において、識学2号投資事業有限責任組合の組成により、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。

(3) 主要な非連結子会社名

該当はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数

2社

主要な持分法適用の関連会社の名称

新生識学パートナーズ株式会社

新生識学成長支援1号投資事業有限責任組合

(2) 持分法適用の範囲の重要な変更

当連結会計年度において、新規設立により新生識学パートナーズ株式会社を当連結会計年度から持分法適用の範囲に含めております。

当連結会計年度において、新生識学成長支援1号投資事業有限責任組合の組成により、当連結会計年度から持分法適用の範囲に含めております。

前連結会計年度において持分法適用の関連会社であった株式会社Surpassは、株式の一部売却により当連結会計年度より持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法を適用しない関連会社のうち主要な会社等の名称

該当はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社シキラボの決算日は、連結決算日と一致しております。識学1号投資事業有限責任組合の決算日は9月30日であります。連結計算書類の作成にあたっては、12月31日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しており、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

また、福島スポーツエンタテインメント株式会社の決算日は6月30日であります。連結財務諸表の作成にあたっては、2月28日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用して連結決算を行っております。

また、識学2号投資事業有限責任組合の決算日は5月31日であります。連結財務諸表の作成にあたっては、11月30日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用して連結決算を行っております。

#### 4．会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### 有価証券

###### その他有価証券

###### 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

###### 時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

###### 投資事業有限責任組合等への出資

入手可能な直近の決算書に基づき、組合の損益のうち当社の持分相当額を加減する方法によっております。

##### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

###### 商品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

###### 貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。



(3) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、建物及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～15年

工具、器具及び備品 4～10年

無形固定資産(リース資産を除く)

自社利用ソフトウェアは、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(6) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果が発現すると見積られる期間で均等償却することとしております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

(営業投資有価証券及び投資有価証券(時価を把握することが極めて困難と認められる株式)の評価)

(1)当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

科目名	当連結会計年度
営業投資有価証券	118,400千円
投資有価証券	244,474千円

(2)会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券である営業投資有価証券及び投資有価証券の取得原価は、取得時の持分純資産価額に超過収益力等を反映した実質価額に基づいて計上されていますが、財政状態の悪化や超過収益力等の毀損状況により実質価額が著しく低下したときは、減損処理を実施することとしております。

減損処理を実施していない営業投資有価証券及び投資有価証券については、投資先における市場環境の変化、投資先の予算と実績の乖離状況、業績の推移、事業計画の進捗状況、直近のファイナンス状況等から、投資先の事業計画が合理的であるという仮定に基づき、超過収益力等は毀損しておらず、実質価額は著しく低下していないと判断しています。なお、見積りに用いた投資先事業計画の不確実性は高く、実質価額が著しく低下した場合には、営業投資有価証券及び投資有価証券の減損処理が必要となり、翌連結会計年度の連結財務諸表に影響を及ぼす可能性があります。

(未適用の会計基準等)

1. 収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和3年3月26日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1: 顧客との契約を識別する。

ステップ2: 契約における履行義務を識別する。

ステップ3: 取引価格を算定する。

ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2023年2月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

2. 時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

1. 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」および「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

また、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

2. 適用予定日

2023年2月期の期首より適用予定であります。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中あります。

## (表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用し、連結財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

但し、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る内容については記載しておりません。

(VCファンド事業に関する投資有価証券、収益並びに費用の計上区分)

当社は、「VCファンド事業」を主たる事業とすべく、内部管理体制の整備と強化に努めてまいりました。また、2021年6月30日に株式会社アイドマ・ホールディングスの株式を売却しており、投資有価証券売却益を計上いたしました。これに伴い、「VCファンド事業」を主要な事業として運営する体制の整備と売却実績が伴ったことを契機として、今後の投資案件の増加による投資有価証券の売却が事業的な規模として見込まれることから、「VCファンド事業」を主たる事業として独立区分し報告セグメントといたしました。

この結果、2021年6月30日以降に実行した投資より連結貸借対照表の固定資産に計上していた「投資有価証券」を流動資産の「営業投資有価証券」に計上し、連結損益計算書の「営業外損益」または「特別損益」に計上していた当該投資有価証券に係る損益を「売上高」及び「売上原価」に計上する方法を採用しております。

## (連結貸借対照表関係)

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。

連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年2月28日)	当連結会計年度 (2022年2月28日)
当座貸越極度額の総額	100,000千円	- 千円
借入実行残高	100,000 "	- "
差引額	千円	- 千円

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)	当連結会計年度 (自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)
給与手当	519,986千円	764,350千円
広告宣伝費	331,436 "	395,764 "

## 2 減損損失

前連結会計年度(自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)

当連結会計年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

### (1) 減損損失を認識した資産

場所	用途	種類	減損損失
福島県郡山市	その他	のれん	109,058千円

### (2) 減損損失の認識に至った経緯

連結子会社である株式会社福島スポーツエンタテインメントの株式取得時に発生したのれんに関して、株式取得の際に超過収益力を前提にのれんを計上しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響などを踏まえて将来の収益見通しと回収可能性を勘案し、回収可能価額をゼロとして減損損失を計上しております。

### (3) 資産のグルーピングの方法

当社は、原則として継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を基準としてグルーピングを行っております。

当連結会計年度(自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)

### (1) 減損損失を認識した資産

会社名	場所	用途	種類	減損損失
株式会社シキラボ	東京都品川区	その他	のれん	15,711千円
福島スポーツエンタテインメント株式会社	福島県郡山市	事業用資産	建物	389千円
			工具、器具及び備品	6,603千円

### (2) 減損損失の認識に至った経緯

のれんにつきましては、連結子会社である株式会社シキラボと株式会社MAGES.Lab(現株式会社シキラボ)の株式交換時に発生したのれんに関して、株式交換の際に超過収益力を前提にのれんを計上しておりましたが、将来の収益見通しと回収可能性を勘案し、回収可能価額をゼロとして減損損失を計上しております。

事業用資産につきましては、営業活動から生ずる損益において、継続してマイナス又は継続してマイナスとなる見込みがある状況にあることから、当該資産の回収可能価額をゼロとして減損損失を計上しております。

### (3) 資産のグルーピングの方法

当社は、原則として継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を基準としてグルーピングを行っております。

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(千円)

	前連結会計年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)	当連結会計年度 (自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	-	35,701
組替調整額	-	-
税効果調整前	-	35,701
税効果額	-	10,931
その他有価証券評価差額金	-	24,769
その他の包括利益合計	-	24,769

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	7,474,500	60,000	-	7,534,500

(変動事由の概要)

新株予約権行使による増加 60,000株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	108	100,042	40,518	59,632

(変動事由の概要)

取締役会決議に基づく自己株式の取得 100,000株  
 単元未満株式の買取りによる増加 42株  
 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少 40,518株

3. 新株予約権に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第3回新株予約権(ストック・オプション)	普通株式		600,000	-	600,000	600
合計				600,000	-	600,000	600

(注) 第3回新株予約権(ストック・オプション)は、権利行使期間の初日が到来していません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	7,534,500	662,400	-	8,196,900

(変動事由の概要)

新株予約権行使による増加	11,700株
行使価額修正条項付第4回新株予約権の権利行使による増加	650,700株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	59,632	39	4,456	55,215

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取りによる増加	39株
譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少	4,456株

3. 新株予約権に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第3回新株予約権	普通株式	600,000			600,000	600
提出会社	第4回新株予約権	普通株式		880,000	880,000		
合計				880,000	880,000		

(注) 1. 第4回新株予約権(行使価額修正条項付)の増加は、新株予約権の発行によるものです。

2. 第4回新株予約権(行使価額修正条項付)の減少は、新株予約権の行使及び消却によるものです。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。



(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)	当連結会計年度 (自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)
現金及び預金	1,243,050千円	2,625,498千円
預入期間が3か月を超える定期預金	- "	- "
現金及び現金同等物	1,243,050千円	2,625,498千円

- 2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)

当連結会計年度において、新たに福島スポーツエンタテインメント株式会社を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得価額と取得のための支出(純額)との関係は次のとおりであります。

流動資産	82,608千円
固定資産	3,292 "
のれん	109,058 "
流動負債	39,458 "
固定負債	70,502 "
株式の取得価額	85,000千円
株式取得により取得した現金及び現金同等物	65,542 "
支配獲得日からみなし取得日までの間に実行された当該会社に対する貸付金	50,000 "
差引：取得による支出	69,457千円

当連結会計年度(自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)

該当事項はありません。

3 重要な非資金取引の内容

前連結会計年度(自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)

株式交換により、新たに連結した株式会社MAGES.Labの連結開始時の資産及び負債の内訳は次のとおりであります。

流動資産	77,363 千円
固定資産	1,881 "
資産合計	79,245 "
流動負債	52,341 "
固定負債	30,000 "
負債合計	82,341 "

なお、流動資産には、連結開始時の現金及び現金同等物38,233千円が含まれており、「株式交換に伴う現金及び現金同等物の増加額」に計上しております。

当連結会計年度(自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (2021年2月28日)	当連結会計年度 (2022年2月28日)
1年内	29,793千円	107,044千円
1年超	- "	74,217 "
合計	29,793千円	181,261千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

金融商品に対する取組み方針

当社グループは、事業計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。資金運用については、短期的かつ安全性の高い金融資産を中心として運用する方針であります。

金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業投資有価証券及び投資有価証券は上場株式、非上場株式及び投資事業有限責任組合への出資であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されております。

短期借入金、長期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む)は、主に運転資金の調達を目的としたものであり、金融機関からの借入により調達しております。

金融商品に係るリスク管理体制

( ) 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、担当部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理すると共に、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。非上場株式及び投資事業有限責任組合への出資については、定期的に発行体の財務状況を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

( ) 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

為替及び金利の変動リスクについては、常時モニタリングしており、リスクの軽減に努めております。上場株式については、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

( ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金計画を作成・更新すると共に、手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注2)を参照ください。)

前連結会計年度(2021年2月28日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,243,050	1,243,050	-
(2) 売掛金	288,919		
貸倒引当金( )	6,671		
	282,248	282,248	-
資産計	1,525,299	1,525,299	-
(1) 買掛金	24,149	24,149	-
(2) 短期借入金	100,000	100,000	-
(3) 未払法人税等	47,775	47,775	-
(4) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む)	530,020	515,331	14,688
負債計	701,945	687,256	14,688

( ) 売掛金に計上している貸倒引当金を控除しております。

当連結会計年度(2022年2月28日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,625,498	2,625,498	-
(2) 売掛金	306,926		
貸倒引当金( )	5,719		
	301,206	301,206	-
(3) 投資有価証券	26,012	26,012	-
資産計	2,952,717	2,952,717	-
(1) 買掛金	19,677	19,677	-
(2) 未払法人税等	161,410	161,410	-
(3) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む)	384,834	372,540	12,293
負債計	565,921	553,628	12,293

( ) 売掛金に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払法人税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む)

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	2021年2月28日	2022年2月28日
非上場株式	236,737	362,874

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記の表には含めておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2021年2月28日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,243,050	-	-	-
売掛金	288,919	-	-	-
合計	1,531,970	-	-	-

当連結会計年度(2022年2月28日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,625,498	-	-	-
売掛金	306,926	-	-	-
合計	2,932,425	-	-	-

(注4) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額  
前連結会計年度(2021年2月28日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	145,186	148,902	116,642	30,984	15,984	72,322
合計	145,186	148,902	116,642	30,984	15,984	72,322

当連結会計年度(2022年2月28日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	146,484	119,060	30,984	15,984	15,984	56,338
合計	146,484	119,060	30,984	15,984	15,984	56,338

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2021年2月28日)

非上場株式(連結貸借対照表計上額224,205千円)、投資事業組合等への出資金(連結貸借対照表計上額12,531千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

当連結会計年度(2022年2月28日)

	区 分	連結貸借対照表 計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差 額 (千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株 式	26,012	2,882	23,129
	小 計	26,012	2,882	23,129
	合 計	26,012	2,882	23,129

(注)非上場株式(連結貸借対照表計上額331,238千円)、投資事業組合等への出資金(連結貸借対照表計上額31,636千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 保有目的を変更した有価証券

前連結会計年度(自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)

関連会社株式として保有していたSurpass株式会社の株式は、当該株式の一部売却により持分法適用の範囲から除外したため、その他有価証券(連結貸借対照表計上額158,600千円)に変更しております。

3. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)

種 類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株 式	101,382	71,502	-
合 計	101,382	71,502	-

当連結会計年度(自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)

種 類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株 式	250,657	217,321	-
合 計	250,657	217,321	-

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2017年2月20日	2018年12月14日	2020年7月22日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名	当社従業員 14名	受託者(注)2
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 198,000株	普通株式 69,000株	普通株式 600,000株
付与日	2017年2月24日	2018年12月15日	2020年8月11日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	2019年3月1日～2027年2月20日	2020年12月16日～2028年12月13日	2022年6月1日～2030年8月10日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。なお、2018年11月3日付で普通株式1株につき2,000株の割合で、2019年6月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っており、分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 本新株予約権は、竹村淳を受託者とする信託に割り当てられ、信託期間満了日時点の当社役職員等のうち受益者として指定された者に交付されます



(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2022年2月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

決議年月日	2017年2月20日	2018年12月14日	2020年7月22日
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	-	-	600,000
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	600,000
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	132,000	65,700	-
権利確定	-	-	-
権利行使	-	11,700	-
失効	-	-	-
未行使残	132,000	54,000	-

単価情報

決議年月日	2017年2月20日	2018年12月14日	2020年7月22日
権利行使価格(円)	84	600	1,239
行使時平均株価(円)	-	2,166	-
付与日における公正な評価単価(円)	-	-	628

(注) 2018年11月3日付で普通株式1株につき2,000株の割合で、2019年6月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割後の権利行使価格で記載しております。

### 3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

#### (1) 第1回新株予約権、第2回新株予約権

ストック・オプションの付与時点において、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式の評価方法は、DCF法(ディスカウント・キャッシュフロー法)により算出した価格を用いております。

#### (2) 第3回新株予約権

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

主な基礎数値及びその見積方法

株価変動性	(注) 1	52.4%
予想残存期間	(注) 2	5.908年
予想配当	(注) 3	0円/株
無リスク利率	(注) 4	0.115%

(注) 1. 企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」の取扱いを参考に、以下の条件に基づき算出しております。

株価情報収集期間：2014年9月17日から2020年8月11日

価格観察の頻度：週次

異常情報：なし

企業をめぐる状況の不連続的变化：なし

その他考慮事項：上場後2年に満たないため類似上場会社のボラティリティの単純平均を採用

2. 権利行使までの期間を合理的な見積りが困難であるため、算定時点から権利行使期間の中間点までの期間を予想残存期間として推定して見積っております。

3. 評価時点において配当実績がないため、0%としております。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

#### 4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

#### 5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額	152,184千円
(2) 当連結会計年度において権利行使された本源的価値の合計額	18,326千円

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2021年2月28日)	当連結会計年度 (2022年2月28日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注)	5,768千円	8,389千円
未払事業税	2,528 "	11,357 "
未払賞与	7,720 "	11,000 "
営業権	58,795 "	40,704 "
貸倒引当金	30,132 "	43,580 "
減価償却超過額	11,125 "	12,974 "
関係会社事業損失引当金	4,503 "	38,383 "
関係会社株式評価損	27,190 "	27,190 "
その他	22,272 "	38,851 "
繰延税金資産小計	170,038千円	232,432千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	5,768 "	8,389 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	77,932 "	134,701 "
評価性引当額小計	83,701 "	143,090 "
繰延税金資産合計	86,336千円	89,342千円
繰延税金負債		
投資事業組合運用益	1,819 "	3,849 "
繰延税金負債合計	1,819 "	3,849 "
繰延税金資産の純額	84,517 "	85,493 "

## (注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

## 前連結会計年度(2021年2月28日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)						5,768	5,768千円
評価性引当額						5,768	5,768千円
繰延税金資産(b)							千円

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金5,768千円(法定実効税率を乗じた額)について、全額回収不能と判断し、繰延税金資産を計上しておりません。

## 当連結会計年度(2022年2月28日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)						8,389	8,389千円
評価性引当額						8,389	8,389千円
繰延税金資産(b)							千円

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金8,389千円(法定実効税率を乗じた額)について、全額回収不能と判断し、繰延税金資産を計上しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった  
主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2021年2月28日)	当連結会計年度 (2022年2月28日)
法定実効税率 (調整)	30.6%	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.5%	0.7%
住民税均等割	2.1%	1.3%
持分法投資損益	4.3%	1.2%
評価性引当額の増減	42.0%	11.7%
法人税額の特別控除額	14.6%	5.6%
のれんの償却額	13.9%	2.6%
のれんの減損損失	37.0%	0.9%
子会社の税率差異	20.7%	11.1%
その他	1.2%	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	99.3%	32.4%

(資産除去債務関係)

当社グループは、本社オフィス等の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。なお、賃借契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、事業内容を基礎とした連結会社ごとの経営管理を行っております。従いまして、当社グループは連結会社別の事業セグメントから構成されており、「組織コンサルティング事業」、「スポーツエンタテインメント事業」、「受託開発事業」、「VCファンド事業」、「ハンズオン支援ファンド事業」の5つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

各報告セグメントに属する主要な製品・サービスの種類は以下のとおりであります。

報告セグメント	主なサービス
組織コンサルティング事業	識学を用いたマネジメントコンサルティングサービス 識学を用いた組織運営を補助するプラットフォームサービス
スポーツエンタテインメント事業	プロバスケットボールチーム"福島ファイヤーボンズ"の運営 プロフェッショナル・バスケットボールリーグ(B.LEAGUE)の試合興行グッズ・チケット販売
受託開発事業	システムの受託開発及び運用保守
VCファンド事業	ベンチャーキャピタルファンドの運営
ハンズオン支援ファンド事業	ハンズオン支援ファンドの運営

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。また、セグメント間の内部経常収益は、第三者間取引価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報  
前連結会計年度(自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額	連結財務諸表 計上額
	組織コンサル ティング事業	スポーツエン タテインメン ト事業	受託開発 事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	2,221,529	192,153	92,318	2,506,000	-	2,506,000
セグメント間の内部 売上高又は振替高	2,183	5,899	11,137	19,220	19,220	-
計	2,223,712	198,053	103,455	2,525,221	19,220	2,506,000
セグメント利益又は損失 ( )	228,832	90,558	5,701	132,572	4,899	137,471
セグメント資産	2,157,459	215,784	164,065	2,537,309	144,906	2,392,402
その他の項目						
減価償却費	17,211	725	659	18,595	3,144	15,451
のれんの償却額	40,991	2,244	-	43,235	-	43,235
のれんの未償却残高	133,221	-	20,200	153,422	-	153,422
減損損失	-	109,058	-	109,058	-	109,058
持分法適用会社への投資 額	144,183	-	-	144,183	-	144,183
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	38,416	4,822	22,716	65,955	-	65,955

(注) セグメント利益又は損失( )は、連結損益計算書の営業利益と一致しております。

当連結会計年度(自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)

(単位：千円)

	報告セグメント						調整額 (注) 1	連結財務諸 表計上額 (注) 2
	組織コンサル ディング 事業	スポーツ エンタテイン メント 事業	受託開発 事業	VCファンド 事業	ハンズオン 支援ファン ド事業	計		
売上高								
外部顧客への 売上高	3,322,127	285,637	216,009	-	-	3,823,773	-	3,823,773
セグメント間の 内部売上高 又は振替高	-	48,666	-	-	-	48,666	48,666	-
計	3,322,127	334,304	216,009	-	-	3,872,440	48,666	3,823,773
セグメント利益 又は損失( )	565,373	126,919	13,090	47,091	4,476	373,794	13,876	359,917
セグメント資産	3,624,682	114,915	42,904	552,036	212,560	4,547,100	457,587	4,089,513
その他の項目								
減価償却費	23,072	939	919	-	-	24,930	2,531	22,399
のれんの償却額	40,991	-	4,489	-	-	45,480	-	45,480
のれんの未償却残 高	92,229	-	-	-	-	92,229	-	92,229
減損損失	-	6,993	15,711	-	-	22,704	-	22,704
持分法適用会社へ の投資額	-	-	-	-	244,757	244,757	242,757	2,000
有形固定資産及び 無形固定資産の増 加額	188,433	5,365	211	-	-	194,010	60,031	133,979

(注) 1. 調整額は、セグメント間の取引消去が含まれております。

2. セグメント利益又は損失( )は、連結損益計算書の営業利益と一致しております。

## 報告セグメントの変更等に関する事項

当社は、「VCファンド事業」を主たる事業とすべく、内部管理体制の整備と強化に努めてまいりました。また、2021年6月30日に株式会社アイドマ・ホールディングスの株式を売却しており、投資有価証券売却益を計上いたしました。これに伴い、「VCファンド事業」を主要な事業として運営する体制の整備と売却実績が伴ったことを契機として、今後の投資案件の増加による投資有価証券の売却が事業的な規模として見込まれることから、「VCファンド事業」を主たる事業として独立区分し報告セグメントといたしました。また、新生識学成長支援1号投資事業有限責任組合への出資に伴い「ハンズオン支援ファンド事業」を新たに報告セグメントに追加しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、当該事項は記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、当該事項は記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。



【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2020年3月1日 至 2021年2月28日）

スポーツエンタテインメント事業セグメントにおいて、福島スポーツエンタテインメント株式会社を連結子会社とした際に発生したのれんの全額について減損処理を行い、特別損失109,058千円を計上しております。

当連結会計年度（自 2021年3月1日 至 2022年2月28日）

スポーツエンタテインメント事業セグメントにおいて、福島スポーツエンタテインメント株式会社が保有する固定資産について、将来の回収可能性を検討した結果、減損損失6,993千円を計上しております。

また、受託開発事業セグメントにおいて、株式会社MAGES.Labを連結子会社とした際に発生したのれんの全額について減損処理を行い、特別損失15,711千円を計上しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2020年3月1日 至 2021年2月28日）

セグメント情報として同様の情報が開示されているため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2021年3月1日 至 2022年2月28日）

セグメント情報として同様の情報が開示されているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2020年3月1日 至 2021年2月28日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2021年3月1日 至 2022年2月28日）

該当事項はありません。

【のれんの金額の重要な変動】

前連結会計年度（自 2020年3月1日 至 2021年2月28日）

受託開発事業セグメントにおいて、2020年8月31日をみなし取得日として、当連結会計年度より株式会社MAGES.Labが新たに連結子会社となっております。

なお、当該事象によるのれんの増加額は、当連結会計年度において22,445千円であります。

当連結会計年度（自 2021年3月1日 至 2022年2月28日）

受託開発事業セグメントにおいて、のれんの減損損失を計上したことにより、のれん金額に重要な変動が生じております。当該事象によるのれんの減少額は15,711千円です。

なお、上記「報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報」の記載金額には、当該のれんの減損も含めて記載しております。

## 【関連当事者情報】

## 1. 関連当事者との取引

## (1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度(自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主	福富 謙二	-	-	当社従業員	(被所有) 直接16.48	当社従業員	自己株式の 取得(注)3	75,442	-	-
役員	梶山 啓介	-	-	当社取締役	(被所有) 直接1.12	当社取締役	金銭報酬債 権の現物出 資に伴う自 己株式の処 分(注)1	29,999	-	-
役員	池浦 良祐	-	-	当社取締役	(被所有) 直接0.24	当社取締役	金銭報酬債 権の現物出 資に伴う自 己株式の処 分(注)1	19,999	-	-
重要な子 会社の役 員	宮田 英治	-	-	子会社 代表取締役	-	債務被保証	子会社の銀 行借入に対 する保証	106,462	-	-
重要な子 会社の役 員	山本 翔太郎	-	-	子会社 代表取締役	-	債務被保証	子会社の銀 行借入に対 する保証	101,108	-	-

(注) 1. 譲渡制限付株式報酬制度に伴う、金銭報酬債権の現物出資によるものであります。

2. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

3. 自己株式の取得については、2020年3月12日の取締役会決議に基づき、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）により取得しており、取引価格は取引前日である2020年3月12日の終値によるものであります。

4. 債務被保証については、当社連結子会社である福島スポーツエンタテインメント株式会社の銀行からの借入金に対して、同社代表取締役の宮田英治により債務被保証を受けております。また、当社連結子会社である株式会社シキラボの銀行からの借入金に対して、同社代表取締役社長の山本翔太郎により債務被保証を受けております。保証料の支払いは行っておりません。なお、銀行借入に係る債務被保証の取引金額につきましては、期末借入残高を記載しております。

当連結会計年度(自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (百万円)
重要な子 会社の役 員	宮田 英治	-	-	子会社 代表取締役	-	債務被保証	子会社の銀 行借入に対 する保証	100,402	-	-
重要な子 会社の役 員	山本 翔太郎	-	-	子会社 代表取締役	-	債務被保証	子会社の銀 行借入に対 する保証	74,432	-	-

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 債務被保証については、当社連結子会社である福島スポーツエンタテインメント株式会社の銀行からの借入金に対して、同社代表取締役の宮田英治により債務被保証を受けております。また、当社連結子会社である株式会社シキラボの銀行からの借入金に対して、同社代表取締役社長の山本翔太郎により債務被保証を受けております。保証料の支払いは行っておりません。なお、銀行借入に係る債務被保証の取引金額につきましては、期末借入残高を記載しております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)	当連結会計年度 (自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)
1株当たり純資産額	120.05円	290.33円
1株当たり当期純利益又は当期純損失( )	5.60円	29.06円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	-円	27.88円

(注) 1. 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益又は当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)	当連結会計年度 (自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)
1株当たり当期純利益又は当期純損失( )		
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失( ) (千円)	41,581	224,911
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 又は当期純損失( )(千円)	41,581	224,911
普通株式の期中平均株式数(株)	7,424,400	7,738,630
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	-	329,882
(うち新株予約権(株))	-	329,882
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	

(重要な後発事象)

(連結子会社の吸収合併について)

当社は、2022年4月14日開催の取締役会において、2022年6月1日を効力発生日として、当社の連結子会社である株式会社シキラボ(以下、「シキラボ」という。)を吸収合併(以下、「本合併」という。)することを決議いたしました。

1. 本合併の目的

当社子会社であるシキラボはSaaSに関する開発業務の受託や当社のプラットフォームサービスである「識学クラウド」の開発・保守を行っておりますが、当社グループにおける経営資源の効率化を図るため、本合併を行います。

本合併は当社を存続会社とし、シキラボを消滅会社とする吸収合併方式です。

2. 合併の要旨

(1) 合併の日程

取締役会決議(当社・シキラボ)	2022年4月14日
契約締結日	2022年4月14日
株主総会決議(当社)	2022年5月27日
株主総会決議(シキラボ)	2022年5月27日
合併予定日(効力発生日)	2022年6月1日

(2) 合併の方式

当社を存続会社とする吸収合併方式で、シキラボは解散いたします。

(3) 合併に係る割当ての内容

当社は、合併効力発生日前日のシキラボの株主名簿に記載又は記録された株主に、その所有する普通株式1株に対して、当社の普通株式200株を割当て交付いたします。

なお、本合併により割当てする当社の普通株式総数は32,600株であり、当社が保有する自己株式をもって割当てを行うため、新規に発行する株式はありません。

(4) 消滅会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

3. 合併後の状況

本合併による当社の名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金及び決算期に変更はありません。

4. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成31年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行う予定であります。

( 資本金の減少 )

当社は、2022年4月14日開催の取締役会において、2022年5月27日に開催予定の第7期定時株主総会に資本金の額の減少に関する議案を付議することを決議し、同株主総会において承認されました。

1. 資本金の額の減少の目的

今後の当社における資本政策の柔軟性・機動性の確保を図るため、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を行うものであります。

2. 資本金の額の減少の要領

( 1 ) 減少する資本金の額

資本金の額866,284,893円を856,284,893円減少して10,000,000円といたします。

なお、当社が発行しているストック・オプション(新株予約権)が減資の効力発生日までに行使された場合等により、資本金の額及び減少後の資本金の額が変動することがございます。

( 2 ) 資本金の額の減少の方法

払戻を行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

3. 資本金の額の減少の日程

( 1 ) 取締役会決議日 2022年4月14日

( 2 ) 定時株主総会決議日 2022年5月27日

( 3 ) 債権者異議申述最終期日 2022年7月27日(予定)

( 4 ) 減資の効力発生日 2022年8月1日(予定)

4. 今後の見通し

本件は、純資産の部における勘定科目間の振替処理であり、純資産の変動はなく、当社業績に与える影響はありません。

(第5回新株予約権の発行について)

2022年4月14日開催の取締役会において、当社の従業員に対するインセンティブ付与を目的として、新株予約権を発行することを決議し、2022年5月2日に同新株予約権の割当を実施いたしました。

なお、新株予約権の内容については、以下のとおりであります。

(1) 新株予約権の割当日

2022年5月2日

(2) 発行する新株予約権の総数

144,000個(新株予約権1個につき1株)

(3) 新株予約権の発行価格

金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 144,000株

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とし、行使価額は、737円とする。

(6) 新株予約権の行使期間

2024年4月15日から2032年4月14日まで

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(取締役及び上級執行役員に対するストック・オプション(新株予約権)の発行)

当社は、2022年4月14日付の取締役会において、当社の取締役(社外取締役を除きます。以下同じです。)に対するストック・オプション報酬額及び内容決定に関する議案を、2022年5月27日開催の当社第7回定時株主総会に付議することを決議し、同株主総会において承認されました。

また、2022年5月27日付の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役及び上級執行役員に対し、ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすること等につき決議いたしました。

1. 株式報酬型ストック・オプションの導入の目的

当社は、中長期的な業績拡大及び企業価値の向上を目指すにあたり、当社の取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで「中期経営計画」の達成及び中長期の業績拡大へよりコミットするためのインセンティブ制度として株式報酬型ストック・オプションを導入するものであります。

・ 取締役に対して発行する新株予約権の発行要項

当社の取締役に対して発行する新株予約権の発行要項は以下のとおりです。

1. 新株予約権の名称

株式会社識学 第7回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数又は算定方法

新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、新株予約権を行使することにより交付を受ける株式の総数は、当社の普通株式140,000株を上限とする。但し、第3項の定めにより新株予約権1個あたりの目的となる株式数が調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。

3. 新株予約権の総数

発行する新株予約権の数は1,400個とする。新株予約権1個あたりの目的となる株式数は当社の普通株式100株とする。

4. 新株予約権の割当てにあたり払い込む金額及び割当日

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

なお、株式報酬型ストック・オプションの付与は、新株予約権の公正な評価額を払込金額とする新株予約権を当社取締役に割当てて一方、当該払込金額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と当該新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する方法により行います。

新株予約権の割当日は2022年6月13日とする。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

1株につき金1円(以下「行使価額」という。)とし、新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に新株予約権1個あたりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

6. 新株予約権を行使することができる期間

2023年3月1日から2035年2月28日までとする。

7. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

## 8. 新株予約権の権利行使の条件

## (1)行使条件

2026年2月期までの事業年度に係る当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書の売上高が、11,000百万円を超過し、かつ、同期間に係る当社の有価証券報告書の連結損益計算書に基づき算出される営業利益が、1,500百万円を超過した場合。

上記における営業利益は、当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結損益計算書上の営業利益に、当社連結キャッシュ・フロー計算書上の減価償却費（のれん償却費を含む）を加算した額とする。なお、営業利益の額の判定においては、当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）における営業利益に、当社連結キャッシュ・フロー計算書上の減価償却費（のれん償却費を含む）を加算した額を参照するものとし、本新株予約権及びその他当社が発行する新株予約権にかかわる株式報酬費用が発生した場合にはこれを除外して計算し、当該有価証券報告書が提出された時点からかかる営業利益の額が適用される。なお、上記の売上高及び営業利益の判定に際しては、当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、売上高及び営業利益の判定に際しては、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

新株予約権者は、本新株予約権の行使時においても、当社および当社子会社並びに当社関連会社の取締役、上級執行役員、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

## 9. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

## 10. 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

対象者	人数	新株予約権
当社の取締役	2名	1,400個



・ 上級執行役員に対して発行する新株予約権の発行要項

当社の取締役に対して発行する新株予約権の発行要項は以下のとおりです。

1. 新株予約権の名称

株式会社識学 第8回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数又は算定方法

新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、新株予約権を行使することにより交付を受ける株式の総数は、当社の普通株式60,000株を上限とする。但し、第3項の定めにより新株予約権1個あたりの目的となる株式数が調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。

3. 新株予約権の総数

発行する新株予約権の数は600個とする。新株予約権1個あたりの目的となる株式数は当社の普通株式100株とする。

4. 新株予約権の割当てにあたり払い込む金額及び割当日

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

なお、株式報酬型ストック・オプションの付与は、新株予約権の公正な評価額を払込金額とする新株予約権を当社取締役等に割当てて一方、当該払込金額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と当該新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する方法により行います。

新株予約権の割当日は2022年6月13日とする。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

1株につき金1円(以下「行使価額」という。)とし、新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に新株予約権1個あたりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

6. 新株予約権を行使することができる期間

2023年3月1日から2035年2月28日までとする。

7. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

## 8.新株予約権の権利行使の条件

## (1)行使条件

2026年2月期までの事業年度に係る当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書の売上高が、11,000百万円を超過し、かつ、同期間に係る当社の有価証券報告書の連結損益計算書に基づき算出される営業利益が、1,500百万円を超過した場合。

上記における営業利益は、当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結損益計算書上の営業利益に、当社連結キャッシュ・フロー計算書上の減価償却費（のれん償却費を含む）を加算した額とする。なお、営業利益の額の判定においては、当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）における営業利益に、当社連結キャッシュ・フロー計算書上の減価償却費（のれん償却費を含む）を加算した額を参照するものとし、本新株予約権及びその他当社が発行する新株予約権にかかわる株式報酬費用が発生した場合にはこれを除外して計算し、当該有価証券報告書が提出された時点からかかる営業利益の額が適用される。なお、上記の売上高及び営業利益の判定に際しては、当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、売上高及び営業利益の判定に際しては、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

新株予約権者は、本新株予約権の行使時においても、当社および当社子会社並びに当社関連会社の取締役、上級執行役員、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

## 9.新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

## 10.新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

対象者	人数	新株予約権
当社の上級執行役員	2名	600個

## (自己株式の取得)

当社は、2022年4月14日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項を決議いたしました。

## 1.自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を行うため。

## 2.取得の内容

取得対象株式の種類	当社普通株式
取得し得る株式の総数	150,400株（上限）
株式の取得価額の総額	199,881,600円（上限）
取得期間	2022年4月15日
取得方法	東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付

## 3.取得結果

上記決議に基づき、2022年4月15日に当社普通株式150,400株（取得価額199,881,600円）を取得し、当該決議に伴う自己株式の取得を終了いたしました。

(新株予約権の取得及び消却)

当社は、2022年5月20日付の取締役会において、2020年8月11日に発行いたしました第3回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）につき、残存する全部の本新株予約権を取得するとともに、取得後ただちにその全部を消却することを決議いたしました。

1 新株予約権の取得及び消却の理由

(1)本新株予約権の発行理由及び権利行使条件

本新株予約権は、多くの機関投資家の投資対象になりうる規模の時価総額とより高いガバナンス水準を備えた企業へと成長する、すなわち東証プライム市場への市場変更を実現することを前提とした下記の業績条件を権利行使条件として設定しておりました。

・当初設定していた権利行使条件

(a) 2022年2月期から2023年2月期までのいずれかの事業年度に係る当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書の売上高が、4,400百万円を超過し、かつ、同期間に係る当社の有価証券報告書の連結損益計算書に基づき算出されるEBITDAが1,000百万円を超過した場合：行使可能割合40%

(b) 2023年2月期及び2024年2月期の事業年度に係る当社の有価証券報告書の連結損益計算書に基づき算出されるEBITDAの累計額が、2,500百万円を超過した場合：行使可能割合60%

(c) (a)及び(b)いずれの条件も満たした場合：行使可能割合100%

(2)本新株予約権の取得及び消却の決定理由

(1)に記載の理由により本新株予約権を発行したものの、当社が2022年4月14日付で公表いたしました「中期経営計画(2023-2025)」において、当社グループは経営戦略を変更し、2026年2月期以降の売上高成長率30%の継続が可能な体制を構築するために、2023年2月期～2025年2月期における大規模な先行投資を織り込んだ営業利益計画を公表いたしました。また、2025年2月期までの3カ年においては、着地の営業利益が上振れる可能性がある場合であっても、着地の営業利益が計画数値を超過する金額相当を先行投資へ配分する投資方針とすることを公表しております。

上記の経営戦略の方針転換により、本新株予約権の権利行使条件として設定していた業績条件のうち、営業利益の条件を満たす見込みがなくなりました。

そのため、本新株予約権を無償で取得し、消却することを決定いたしました。

2 取得及び消却する新株予約権の内容

(1) 取得及び消却した新株予約権の名称	株式会社識学 第3回新株予約権
(2) 取得及び消却した新株予約権の数	6,000個
(3) 取得日及び消却日	2022年5月31日
(4) 取得価額	600,000円 (本新株予約権1個につき100円)
(5) 消却後に残存する新株予約権の数	0個

( 第三者割当による新株予約権の発行及び時価発行新株予約権信託の導入 )

当社は、2022年5月20日付の当社取締役会において、第三者割当により発行される第6回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行及び時価発行新株予約権信託を活用したインセンティブプランの導入について決定いたしました。

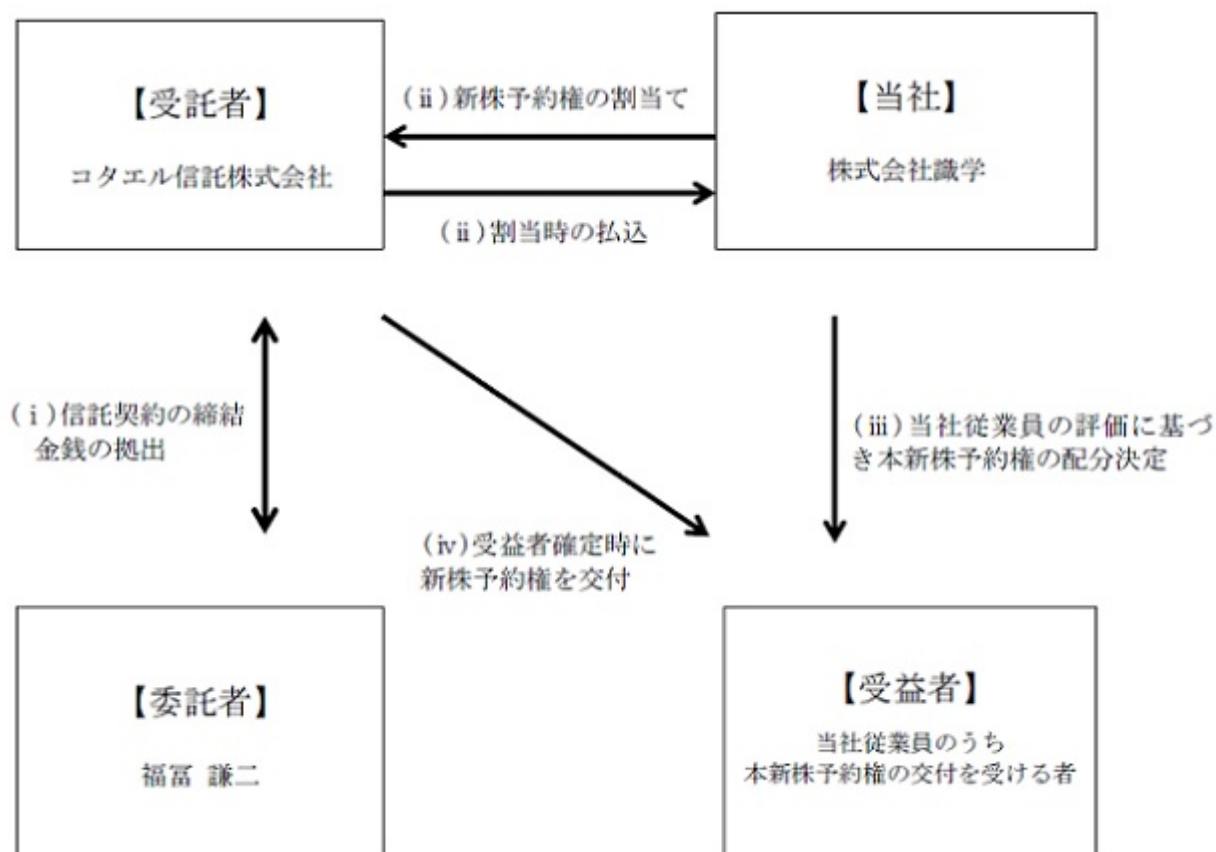
( 1 ) 新株予約権を発行し、時価発行新株予約権信託を導入する理由

当社は、当社の従業員に中長期的な企業価値向上へのインセンティブを付与することを目的として、本インセンティブプランを実施いたします。

( 2 ) 本インセンティブプランの概要

当社は、当社の従業員に中長期的な企業価値向上へのインセンティブを付与することを目的として、本インセンティブプランを実施いたします。

本インセンティブプランの概要



- ( ) 本委託者である福富謙二が本信託契約に基づきコタエル信託へ金銭を拠出し、本信託を設定します。当社は、本信託契約に基づき、信託管理人兼受益者指定権者に就任します。なお、本インセンティブプランは、本委託者から将来の受益者に対する贈与の性格を有するものです。
- ( ) 当社は、本信託の設定を前提に、2022年5月20日付の取締役会決議に基づき、本受託者に対して本新株予約権を発行し、受託者であるコタエル信託は、上記( )で本信託に拠出された金銭を原資として、当社から本新株予約権を引き受けます。そして、本新株予約権を引き受けた本受託者は、本信託契約に従い本新株予約権を信託期間の満了日まで保管します。
- ( ) 当社は、交付ガイドラインの定めに従い、人事評価期間中の人事評価結果に応じて、半期に一度、当社従業員に対して貢献ポイントを付与し、交付日における当該貢献ポイントの累計数に応じて各当社従業員に対して交付すべき本新株予約権の個数を決定します。
- ( ) 交付日に受益者が確定し、コタエル信託が保管していた本新株予約権が受益者に分配されます。

本信託の概要

名称	時価発行新株予約権信託設定契約
委託者	福富 謙二
受託者	コタエル信託株式会社
受益者	信託期間満了日に受益者として指定された者（受益者確定手続を経て特定されるに至ります。）
信託契約日 （信託期間開始日）	2022年6月6日
信託期間満了日 （本新株予約権の交付日）	2022年12月末日 初回の交付日である同日に交付されない本新株予約権は、その後6か月おきに到来する交付日において、当社が交付ガイドラインに従って指定する受益者に交付されることとなります。
信託の目的	本新株予約権を受益者に引き渡すことを主たる目的とします。
受益者適格要件	本信託契約に基づき、交付日時点の当社従業員のうち当社が交付ガイドラインに従って指定する者を受益者とし、各受益者の本新株予約権の分配数量を確定します。 なお、分配のための基準は、信託契約日である2022年6月6日付で定められる予定の交付ガイドラインに規定されております。交付ガイドラインとは、本新株予約権の交付日に本新株予約権を交付する当社従業員の範囲と数量を決定するために当社が定めた準則であり、当社は交付ガイドラインに従って当社従業員の業績を評価し、本新株予約権の分配を行います。その内容は、上記<本インセンティブプラン導入の目的および理由>に記載の通りです。

（3）新株予約権の発行要領

新株予約権の数

6,000個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式600,000株とし、下記（ ）により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権1個あたりの発行価額は、100円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。

## 新株予約権の内容

## ( ) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

## ( ) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金689円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の 1 株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

## ( ) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2024年 6 月 1 日から2032年 6 月 6 日（但し、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までとする。

## ( ) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

イ 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とする。計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

□ 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

( ) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会による承認を要するものとする。

( ) 新株予約権の行使の条件

イ 本新株予約権の割当を受けた者(以下、「受託者」という。)は、本新株予約権を行使することができず、かつ、本要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者(以下、「本新株予約権者」という。)のみが本新株予約権を行使できることとする。

□ 本新株予約権者は、次に掲げる各号の条件を満たした場合に、受託者より付与された本新株予約権のうち、当該各号に掲げる割合(以下、「行使可能割合」という。)の個数を限度として、本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算定される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

(a) 2024年2月期から2025年2月期までのいずれかの事業年度に係る当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書の売上高が、8,300百万円を超過した場合 : 行使可能割合 40%

(b) 2025年2月期から2026年2月期までのいずれかの事業年度に係る当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書の売上高が、11,000百万円を超過した場合 : 行使可能割合 60%

(c) (a)及び(b)いずれの条件も満たした場合 : 行使可能割合 100%

なお、上記の売上高の判定に際しては、当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、実績数値で判定を行うことが適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、売上高の判定に際しては、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

八 本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社の子会社もしくは関連会社の取締役、監査役もしくは従業員または顧問もしくは業務委託契約先等の社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。

二 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

ホ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

へ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

新株予約権の割当日

2022年6月7日

新株予約権の取得に関する事項

( ) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。ただし、当社と契約関係にある信託会社が新株予約権者である場合にはこの限りではない。

( ) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記 ( ) に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。ただし、当社と契約関係にある信託会社が新株予約権者である場合にはこの限りではない。

#### 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

( ) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

( ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

( ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記 ( ) に準じて決定する。

( ) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 ( ) で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記 ( ) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

( ) 新株予約権を行使することができる期間

上記 ( ) に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記 ( 3 ) に定める行使期間の末日までとする。

( ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記 ( ) に準じて決定する。

( ) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

( ) その他新株予約権の行使の条件

上記 ( ) に準じて決定する。

( ) 新株予約権の取得事由及び条件

上記 に準じて決定する。

( ) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

#### 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

#### 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

2022年6月9日



(取締役退任に伴う譲渡制限付株式報酬として処分した自己株式の無償取得)

2022年5月27日開催の定時株主総会において取締役2名が退任し、同日付で取締役を兼務しない上級執行役員へと就任したことに伴い、当該取締役2名に対して取締役の職務執行の対価として付与していた譲渡制限付株式報酬を、譲渡制限付株式割当契約並びに会社法155条13号及び会社法施行規則第27条第1号の規定に基づき、自己株式の無償取得を行うことを、本日の取締役会において決議いたしました。

### 1. 自己株式の取得を行う理由

当社は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブ並びに株主の皆様との一層の価値共有を図ることを目的として、当社の社内取締役に対して、譲渡制限付株式報酬制度(以下、「本制度」といいます。)を導入いたしました。一方で、監督と執行を分離する目的から本制度の対象であった社内取締役2名(以下、「付与対象者」といいます。)が2022年5月27日の定時株主総会において退任し、同日付で上級執行役員へ就任することを決議し、本日付けで取締役であった付与対象者2名は退任し、上級執行役員へと就任いたしました。

この結果、付与対象者2名に対して取締役としての職務執行の対価として割り当てた譲渡制限付株式報酬である当社普通株式20,663株について、譲渡制限付株式割当契約並びに会社法155条13号及び会社法施行規則第27条第1号の規定に基づき自己株式の無償取得を行うことといたしました。

### 2. 取得の内容

取得対象株式の種類	当社普通株式
取得し得る株式の総数	20,663株
株式の取得価額の総額	無償
取得日	2022年6月3日

### 3. 業績への影響

本件に伴い、2023年2月期第1四半期連結累計期間の連結決算において、前払費用及び長期前払費用として計上していた株式報酬費用14,250千円を、営業外費用として計上することを見込んでおります。

(譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分)

当社は、2022年5月27日開催の当社取締役会において、取締役を兼務しない上級執行役員2名に対して譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分(以下、「本自己株処分」という。)を行うことについて、下記のとおり決議いたしました。

#### 1. 処分の概要

(1) 処分期日	2022年6月16日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 36,022株
(3) 処分価額	1株につき694円
(4) 処分総額	24,999,268円
(5) 処分子定先	取締役を兼務しない上級執行役員 2名 36,022株
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

#### 2. 処分の目的及び理由

当社の取締役を兼務しない上級執行役員(以下、「付与対象者」)を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、付与対象者と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とするものであります。

##### <本制度の概要>

付与対象者は、本制度に基づき当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

また、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、付与対象者に特に有利とならない範囲において取締役会において決定いたします。

なお、本制度による当社の普通株式(以下「本株式」といいます。)の発行又は処分に当たっては、当社と付与対象者との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

付与対象者は、あらかじめ定められた期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと

一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

その上で、当社は、本日開催の取締役会において、本制度の目的、当社の業績、各付与対象者の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、付与対象者2名に対し、金銭報酬債権合計24,999,268円を付与し、当社普通株式36,022株(以下「本割当株式」といいます。)を処分することを決議いたしました。

< 譲渡制限付株式割当契約の概要 >

本自己株式処分に伴い、当社と付与対象者は個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

( 1 ) 譲渡制限期間

付与対象者は2022年6月16日（払込期日）から当社の上級執行役員を退任するまでの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

( 2 ) 譲渡制限の解除条件

付与対象者が2022年6月16日から2024年に開催される当社の定時株主総会の日までの期間（以下「本役務提供期間」という。）の間、継続して当社の取締役を兼務しない上級執行役員であったことを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部について譲渡制限を解除する。ただし、付与対象者が本役務提供期間において、死亡、その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社取締役を退任した場合、払込期日を含む月から当該退任日を含む月までの月数を24で除した数（ただし、計算の結果、1を超える場合には1とする。）に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、単元株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、当該退任後、当社取締役会が別途決定した時点をもって、譲渡制限を解除する。

( 3 ) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間の満了時において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部について当然に無償で取得する。

( 4 ) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、付与対象者がSMBC日興証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

( 5 ) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、払込期日を含む月から当該組織再編等の承認日を含む月までの月数を24で除した数（ただし、計算の結果、1を超える場合には1とする。）に、当該時点において保有する本割当株式数を乗じた数（ただし、計算の結果、単元株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

【連結附属明細表】

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	145,186	146,484	0.54	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	384,834	238,350	0.98	2031年2月
合計	530,020	384,834	-	-

(注) 1. 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	119,060	30,984	15,984	15,984	56,338

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	844,063	1,801,483	2,808,198	3,823,773
税金等調整前 四半期(当期)純利益金額 (千円)	59,137	364,734	489,401	550,526
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益金額 (千円)	21,281	120,333	141,569	224,911
1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	2.84	15.95	18.59	29.06

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり 四半期純利益金額 (円)	2.84	12.96	2.74	10.27

## 2 【財務諸表等】

## (1) 【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年2月28日)	当事業年度 (2022年2月28日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	915,687	2,253,453
売掛金	181,542	266,078
貯蔵品	1,469	1,493
前払費用	91,906	162,964
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	19,999	28,333
その他	2,241	11,078
貸倒引当金	26,591	45,461
流動資産合計	1,186,255	2,677,940
固定資産		
有形固定資産		
建物	76,437	104,320
減価償却累計額	7,621	15,550
建物(純額)	68,816	88,769
工具、器具及び備品	10,866	15,563
減価償却累計額	4,082	7,125
工具、器具及び備品(純額)	6,784	8,438
有形固定資産合計	75,600	97,207
無形固定資産		
のれん	133,221	92,229
ソフトウェア	50,578	38,479
その他	17,520	173,372
無形固定資産合計	201,319	304,082
投資その他の資産		
投資有価証券	12,531	145,589
関係会社株式	182,569	2,000
その他の関係会社有価証券	20,228	52,985
関係会社長期貸付金	71,666	96,666
長期前払費用	40,397	27,221
繰延税金資産	84,517	85,493
敷金及び保証金	81,859	115,744
その他	3,951	23,579
貸倒引当金	71,816	96,866
投資その他の資産合計	425,905	452,413
固定資産合計	702,825	853,703
資産合計	1,889,081	3,531,643

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年2月28日)	当事業年度 (2022年2月28日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
短期借入金	100,000	-
1年内返済予定の長期借入金	112,450	110,000
未払金	90,419	109,316
未払費用	115,688	164,044
未払法人税等	47,548	161,230
前受金	157,486	195,457
預り金	13,319	6,021
その他	78,860	117,397
流動負債合計	715,773	863,467
固定負債		
長期借入金	210,000	100,000
関係会社事業損失引当金	14,708	125,354
固定負債合計	224,708	225,354
負債合計	940,482	1,088,822
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	267,978	866,284
資本剰余金		
資本準備金	242,478	840,784
その他資本剰余金	89,494	91,124
資本剰余金合計	331,972	931,909
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	393,089	677,058
利益剰余金合計	393,089	677,058
自己株式	45,041	41,754
株主資本合計	947,998	2,433,498
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	-	8,722
評価・換算差額等合計	-	8,722
新株予約権	600	600
純資産合計	948,598	2,442,821
負債純資産合計	1,889,081	3,531,643

## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)	当事業年度 (自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)
売上高	2,223,050	3,319,467
売上原価	302,253	468,039
売上総利益	1,920,796	2,851,427
販売費及び一般管理費	1、2 1,672,570	1、2 2,345,193
営業利益	248,225	506,234
営業外収益		
受取利息	216	486
受取配当金	0	-
業務受託収入	1 26,405	1 73,842
投資事業組合運用益	5,941	42,581
助成金収入	-	6,708
その他	426	18,264
営業外収益合計	32,989	141,884
営業外費用		
支払利息	2,457	2,476
株式交付費	-	4,420
投資事業組合運用損	1,297	-
その他	-	355
営業外費用合計	3,755	7,251
経常利益	277,458	640,866
特別利益		
関係会社株式売却益	-	1,468
特別利益合計	-	1,468
特別損失		
関係会社株式評価損	88,800	25,000
貸倒引当金繰入額	91,666	44,874
関係会社事業損失引当金繰入額	14,708	110,645
特別損失合計	195,175	180,519
税引前当期純利益	82,283	461,815
法人税、住民税及び事業税	77,954	182,670
法人税等調整額	11,331	4,825
法人税等合計	89,285	177,845
当期純利益又は当期純損失( )	7,002	283,969

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)		当事業年度 (自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
・ 労務費		219,982	72.8	342,706	73.2
・ 経費		82,271	27.2	125,333	26.8
売上原価		302,253	100.0	468,039	100.0

(注) 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)	当事業年度 (自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)
支払手数料(千円)	35,287	44,947
旅費交通費(千円)	13,958	20,524
地代家賃(千円)	21,793	33,912
外注費(千円)	4,333	17,722



【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)

(単位：千円)

	株主資本								新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	265,458	239,958	70,100	310,058	400,091	400,091	203	975,403	-	975,403
当期変動額										
新株の発行(新株予約権の行使)	2,520	2,520		2,520				5,040		5,040
当期純損失( )					7,002	7,002		7,002		7,002
自己株式の取得							75,442	75,442		75,442
自己株式の処分			19,394	19,394			30,604	49,999		49,999
新株予約権の発行									600	600
新株予約権の取得及び消却								-		-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									-	-
当期変動額合計	2,520	2,520	19,394	21,914	7,002	7,002	44,837	27,405	600	26,805
当期末残高	267,978	242,478	89,494	331,972	393,089	393,089	45,041	947,998	600	948,598

当事業年度(自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)

(単位：千円)

	株主資本								評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計						
当期首残高	267,978	242,478	89,494	331,972	393,089	393,089	45,041	947,998	-	-	600	948,598
当期変動額												
新株の発行(新株予約権の行使)	598,306	598,306		598,306				1,196,613			5,745	1,190,868
当期純利益					283,969	283,969		283,969				283,969
自己株式の取得							82	82				82
自己株式の処分			1,629	1,629			3,369	4,999				4,999
新株予約権の発行											7,770	7,770
新株予約権の取得及び消却								-			2,024	2,024
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									8,722	8,722	-	8,722
当期変動額合計	598,306	598,306	1,629	599,936	283,969	283,969	3,287	1,485,500	8,722	8,722	-	1,494,222
当期末残高	866,284	840,784	91,124	931,909	677,058	677,058	41,754	2,433,498	8,722	8,722	600	2,442,821

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他の関係会社有価証券

投資事業有限責任組合等への出資

入手可能な直近の決算書に基づき、組合の損益のうち当社の持分相当額を加減する方法によっております。

その他有価証券

(ア)時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(イ)投資事業有限責任組合等への出資

持分法適用関連会社となる組合については、仮決算を行った組合の財務諸表に基づいて組合の資産、負債、収益及び費用を当社の出資持分割合に応じて計上しております。

その他の組合については、入手可能な直近の決算書に基づき、組合の損益のうち当社の持分相当額を加減する方法によっております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、建物及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～15年

工具、器具及び備品 4～10年

無形固定資産(リース資産を除く)

自社利用ソフトウェアは、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

4. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

5. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に伴う損失に備えるため、当該関係会社に対する出資金額及び貸付金額等を超えて当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。

6. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果が発現すると見積もられる期間で均等償却することとしております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

(投資有価証券(時価を把握することが極めて困難と認められる株式)の評価)

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

科目名	当事業年度
投資有価証券	145,589
その他の関係会社有価証券	52,985

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報については、連結財務諸表「注記事項(重要な会計上の見積り)」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2021年2月28日)	当事業年度 (2022年2月28日)
短期金銭債権	3,797千円	5,833千円
短期金銭債務	12,408 "	21,015 "

2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。

事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年2月28日)	当事業年度 (2022年2月28日)
当座貸越極度額の総額	100,000千円	- 千円
借入実行残高	100,000 "	- "
差引額	- "	- "

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)	当事業年度 (自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)
営業取引による取引高		
売上高	5,930千円	10,514千円
営業費用	61,468 "	242,195 "
営業取引以外の取引による取引高	25,808 "	92,139 "

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)	当事業年度 (自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)
給与手当	485,174 千円	703,885 千円
広告宣伝費	328,917 "	421,848 "
減価償却費	15,723 "	21,297 "
貸倒引当金繰入額	480 "	1,198 "
おおよその割合		
販売費	56.4%	49.5%
一般管理費	43.6 "	50.5 "

(有価証券関係)

前事業年度(2021年2月28日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額は182,569千円)及びその他の関係会社有価証券(貸借対照表額20,228千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(2022年2月28日)

関連会社株式(貸借対照表計上額は2,000千円)及び投資有価証券(貸借対照表計上額は145,589千円)並びにその他の関係会社有価証券(貸借対照表額52,985千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2021年2月28日)	当事業年度 (2022年2月28日)
繰延税金資産		
未払事業税	2,528千円	11,357千円
未払賞与	7,720 "	11,000 "
営業権	58,795 "	40,704 "
貸倒引当金	30,132 "	43,580 "
減価償却超過額	11,125 "	8,017 "
関係会社事業損失引当金	4,503 "	38,383 "
関係会社株式評価損	27,190 "	27,190 "
その他	7,425 "	17,875 "
繰延税金資産小計	149,422 "	198,110 "
評価性引当額	63,086 "	108,768 "
繰延税金資産合計	86,336 "	89,342 "
繰延税金負債		
投資事業組合運用益	1,819 "	3,849 "
繰延税金負債合計	1,819 "	3,849 "
繰延税金資産の純額	84,517 "	85,493 "

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2021年2月28日)	当事業年度 (2022年2月28日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
住民税均等割等	2.1%	1.5%
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.8%	0.8%
評価性引当額の増減	70.4%	9.9%
法人税額の特別控除額	16.0%	6.6%
のれんの償却額	15.3%	2.7%
その他	2.3%	0.5%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	108.5%	38.5%

(重要な後発事象)

連結財務諸表「注記事項(重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

種類及び銘柄		株式数	貸借対照表計上額 (千円)
投資 有価証券	株式会社Surpass	3,318	113,952
	小計	3,318	113,952
計		3,318	113,952

【その他】

種類及び銘柄		投資口数等	貸借対照表計上額 (千円)
投資 有価証券	投資事業有限責任組合出資金 1銘柄	-口	31,636
	小計	-	31,636
計		-	31,636

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	76,437	27,882	-	104,320	15,550	7,929	88,769
工具、器具及び備品	10,866	4,697	-	15,563	7,125	3,043	8,438
有形固定資産計	87,303	32,580	-	119,884	22,676	10,973	97,207
無形固定資産							
のれん	204,955	-	-	204,955	112,726	40,991	92,229
ソフトウェア	60,494	-	-	60,494	22,014	12,098	38,479
その他	17,520	155,852	-	173,372	-	-	173,372
無形固定資産計	282,970	155,852	-	438,822	134,740	53,089	304,082

(注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	増床に伴う設備工事等	27,882千円
その他	ソフトウェア開発に伴う増加	155,852千円

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	98,408	50,511	6,591	142,327
関係会社事業損失引当金	14,708	110,645	-	125,354

(注) 貸倒引当金の当期減少額は、貸倒による目的使用420千円及び洗替による6,170千円であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年3月1日から翌年2月末日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	毎年2月末日
剰余金の配当の基準日	毎年8月31日 毎年2月末日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区神田錦町三丁目11番地 東京証券代行株式会社 本店
株主名簿管理人	東京都千代田区神田錦町三丁目11番地 東京証券代行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。ただし事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う予定です。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 <a href="https://corp.shikigaku.jp/">https://corp.shikigaku.jp/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利



## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

#### (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第6期(自 2020年3月1日 至 2021年2月28日) 2021年5月27日関東財務局長に提出

#### (2) 内部統制報告書及びその添付書類

2021年5月27日関東財務局長に提出

#### (3) 四半期報告書及び確認書

事業年度 第7期第1四半期(自 2021年3月1日 至 2021年5月31日) 2021年7月14日関東財務局長に提出

事業年度 第7期第2四半期(自 2021年6月1日 至 2021年8月31日) 2021年10月14日関東財務局長に提出

事業年度 第7期第3四半期(自 2021年9月1日 至 2021年11月30日) 2022年1月14日関東財務局長に提出

#### (4) 臨時報告書及びその訂正報告書

2021年7月7日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号(財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)に基づく臨時報告書であります。

2021年7月21日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号(財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)に基づく臨時報告書であります。

2021年10月27日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号(財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)に基づく臨時報告書であります。

2022年4月14日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2(届出を要しない株券等又は新株予約権証券等の発行)に基づく臨時報告書であります。

2022年4月14日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号(財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)に基づく臨時報告書であります。

2022年4月14日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4(監査公認会計士等の異動)に基づく臨時報告書であります。

2022年5月2日関東財務局長に提出

2022年4月14日提出の企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2(届出を要しない株券等又は新株予約権証券等の発行)に基づく臨時報告書の訂正報告書であります。

#### (5) 自己株券買付状況報告書

2022年5月2日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する金融商品取引法第24条の6第1項(自己株券の買付)に基づく自己株券買付状況報告

書であります。

(6) 有価証券通知書

2022年5月27日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第4条の規定に基づく有価証券通知書を2021年3月25日に提出

(7) 有価証券届出書(参照方式) 及びその添付書類

2022年5月20日関東財務局長に提出

第三者割当による第6回新株予約権の発行に係る有価証券届出書であります。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2022年5月27日

株式会社識学  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 佐藤 武 男

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 本間 愛 雄

### < 財務諸表監査 >

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社識学の2021年3月1日から2022年2月28日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社識学及び連結子会社の2022年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

営業投資有価証券及び投資有価証券（時価を把握することが極めて困難と認められる株式）の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>注記事項（重要な会計上の見積り）に記載されているとおり、会社は、2022年2月28日現在、連結貸借対照表上、時価を把握することが極めて困難と認められる株式として、営業投資有価証券118,400千円及び投資有価証券244,474千円を計上している。これらは、会社及び連結子会社の識学1号投資事業有限責任組合並びに識学2号投資事業有限責任組合により保有されており、連結貸借対照表計上額は総資産の8.9%に相当する。</p> <p>注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）の「4. 会計方針に関する事項（1）重要な資産の評価基準及び評価方法」に記載されているとおり、営業投資有価証券及び投資有価証券のうち、時価のないものについては移動平均法による原価法で連結貸借対照表に計上される。</p> <p>会社は、投資先企業の今後の成長を見込んだ超過収益力を考慮して、1株当たり純資産額に比して高い価格で営業投資有価証券及び投資有価証券を取得する場合がある。</p> <p>超過収益力を反映した実質価額の著しい低下の有無の検討においては、会社の策定した規程に基づき、投資先の事業計画の進捗状況や業績推移、資金調達の状況といった投資先企業の事業の状況に関する情報を用いて減損処理の要否を判断している。</p> <p>時価を把握することが極めて困難と認められる株式の評価は、超過収益力の毀損の有無に関わる経営者の判断が重要な影響を及ぼし、連結財務諸表に与える影響が大きいため、当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、営業投資有価証券及び投資有価証券（時価を把握することが極めて困難と認められる株式）の評価について、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・営業投資有価証券及び投資有価証券に係る会社の評価基準について、会計基準等への準拠性を確認した。</li> <li>・社内の評価に係る会議の資料を閲覧し、会社の営業投資有価証券及び投資有価証券の評価に係る判断過程を理解した。</li> <li>・投資先企業の事業の状況、ビジネスモデルを把握するため、会社の取締役会議事録、投資委員会議事録及び投資先概況報告書の閲覧を実施した。</li> <li>・投資先企業の事業の状況及び事業計画の進捗状況や業績推移、資金調達の状況について、投資担当役員や投資部門担当者への質問を実施した。</li> <li>・投資先企業の財務数値の基礎となる財務諸表を閲覧し、直近事業年度の業績を理解した。</li> <li>・監査人が入手した投資先企業の公開情報等の閲覧による情報と会社の検討資料を比較検証した。</li> </ul>

## 連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

## < 内部統制監査 >

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社識学の2022年2月28日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社識学が2022年2月28日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は、当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。



## 独立監査人の監査報告書

2022年5月27日

株式会社識学  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 佐藤 武 男

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 本間 愛 雄

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社識学の2021年3月1日から2022年2月28日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社識学の2022年2月28日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

#### 投資有価証券（時価を把握することが極めて困難と認められる株式）の評価

注記事項（重要な会計上の見積り）に記載されているとおり、会社は、2022年2月28日現在、貸借対照表上、時価を把握することが極めて困難と認められる株式として、投資有価証券145,589千円を計上している。

連結財務諸表の監査報告書に記載されている「営業投資有価証券及び投資有価証券（時価を把握することが極めて困難と認められる株式）の評価」のうち、「投資有価証券（時価を把握することが極めて困難と認められる株式）の評価」と同一の内容であるため、記載を省略している。

#### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は、当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。